

福岡県森林環境税（第Ⅱ期）の中間検証について
（最終報告）

令和4年8月

福岡県森林環境税検討委員会

はじめに

福岡県では、木材価格の下落や賃金の上昇などにより、林業の採算性が悪化し、長期間手入れがなされずに放置された森林が増加していました。このため、水源かん養や土砂災害防止といった森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、県民の安全・安心な暮らしへの影響が懸念されたことから、平成 20 年度に「福岡県森林環境税」が導入されました。

導入から平成 29 年度までの「第Ⅰ期」には、税を活用した荒廃森林再生事業により、約 2 万 7 千ヘクタールの荒廃森林が健全な森林に再生され、公益的機能が回復したほか、県民自らが企画・立案する森林づくり活動公募事業に延べ 12 万 4 千人が参加するなど、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の高まりが見られています。

一方で、森林・林業を取り巻く情勢が厳しさを増し、新たに荒廃森林の発生が懸念されたことから、平成 30 年度以降の森林環境税の在り方について、福岡県森林環境税検討委員会において検討を行い、「県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続し、森林保全のための施策を実施していくことが適当」との結論に至りました。

現在、平成 30 年度以降の福岡県森林環境税「第Ⅱ期」では、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策が実施されています。

福岡県森林環境税条例では、附則第 4 項において「条例の施行後 15 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定めています。

本条例は、令和 4 年度が施行後 15 年目であることから、福岡県森林環境税検討委員会では、令和 3 年 12 月より第Ⅱ期の条例施行状況等について検証を行ってまいりました。

その結果、今後も福岡県森林環境税を継続し、森林保全のための施策を実施していくことが適当であるとの結論に至ったところであり、本報告書はその検証内容を取りまとめたものです。

福岡県森林環境税検討委員会としましては、今後も引き続き、県民の皆様のご理解・ご協力のもとに福岡県森林環境税が有効に活用され、本県の森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されていくことを、切に願います。

令和 4 年 8 月

福岡県森林環境税検討委員会

目 次

1	これまでの経緯	1
	(1) 福岡県森林環境税導入の経緯	
	(2) 第Ⅰ期（平成20～29年度）の検証	
2	森林環境税（第Ⅱ期）の収入状況等	5
	(1) 税の仕組み	
	(2) 収入状況	
	(3) 基金の状況	
3	森林環境税（第Ⅱ期）を活用した事業と成果	8
	(1) 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策	
	(2) 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策	
4	社会経済情勢の推移	26
	(1) 林業を取り巻く情勢の推移	
	(2) 自然災害の多発化・激甚化	
	(3) 国際的な環境保全の取組	
	(4) 福岡県ワンヘルス推進基本条例の制定	
5	県民の意見等	34
	(1) 県民の意見	
	(2) 市町村の意見	
	(3) パブリックコメント	
6	中間検証のとりまとめ	37
	(1) 新たに必要な施策	
	(2) 今後の施策に必要な財源	
	【参考資料】	39
	資料1 福岡県森林環境税条例	
	資料2 福岡県森林環境税基金条例	
	資料3 福岡県森林環境税検討委員会設置要綱	
	資料4 中間検証に対するパブリックコメントの結果	
	資料5 森林・林業に係る主な一般対策	

1 これまでの経緯

(1) 福岡県森林環境税導入の経緯

<森林の役割>

健全な森林は、洪水や渇水を緩和する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する地球環境保全機能など様々な公益的機能を有し、県民生活に多くの恵みを与えてくれます。

<荒廃した森林とその影響>

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後伐採するといった林業活動の循環により管理され、様々な公益的機能が発揮されてきました。

しかし、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などに伴い、間伐等の手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しました。

荒廃した森林は、木が密生して林内に日光が差し込まないために下草が生えず、降雨によって土壌が失われ、木の根がむき出しの状態となります。

このため、荒廃した森林からは土砂が流出するだけではなく、山腹崩壊などの大規模な土砂災害が発生する可能性が高まり、洪水や渇水の恐れもあるなど、県民生活への多大な影響が懸念されました。

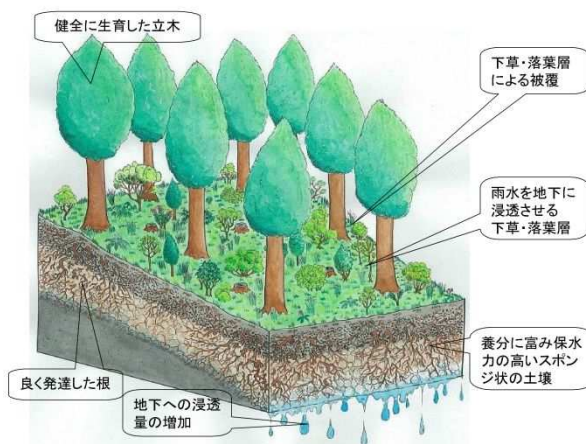
さらに、森林はいったん被害を受けると、健全な状態に回復させるために長い年月と費用が必要となることから、災害を未然に防ぐためにも荒廃した森林の早急な再生が求められました。

<新たな施策の検討>

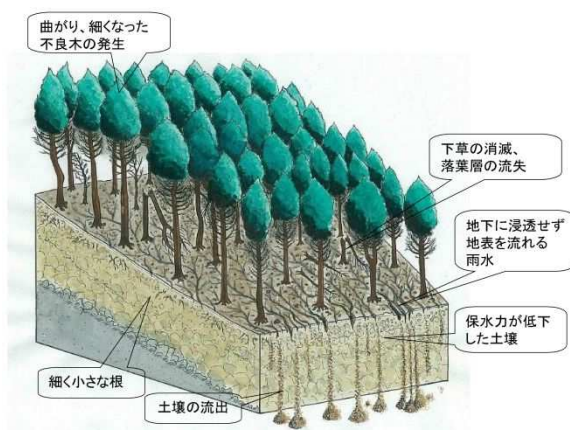
県は、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなったことを踏まえ、森林再生の具体的な検討を行うため、平成 18 年 4 月に外部の有識者による「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置しました。

この委員会において検討が行われた結果、荒廃した森林を再生するためには新たな施策に取り組む必要があり、そのためには森林の有する公益的機能の恩恵を

資料 1-1 健全な森林のイメージ



資料 1-2 荒廃した森林のイメージ



県内ダムでの渇水状況
(平成 17 年 6 月)

受ける県民に広く公平に税負担を求めることが適当であるとの結論に至りました。

また、県内の荒廃した森林 29,000ha（推計）の再生に要する期間は、労働力を考慮し、10年間を目標とされました。

さらに、県民に対して、新たな施策の必要性やその効果等について様々な媒体を通じて情報発信を行うとともに、森林に親しみ、森林の重要性を認識していただくために、森林ボランティア活動等を支援する県民参加による森林づくりを推進すべきとし、平成18年11月、これらの検討結果を取りまとめた報告書が県に提出されました。



委員会の開催状況
(平成18年4月)

<森林環境税の導入>

県では、委員会の報告書や県民アンケート、パブリックコメントの結果も踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成18年12月に「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」を制定し、平成20年4月から森林環境税を導入しました。

また、報告書を踏まえ、公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林を次世代に引き継いでいくため、以下の施策に取り組むこととしました。



シンポジウムの開催
(平成18年6月)

第I期（平成20～29年度）の事業概要

○ 荒廃森林再生事業

県内の荒廃した森林（約3万ha）を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを持続的に発揮できる緑豊かな森林を次世代へ引き継ぐことを目的に、市町村が実施する間伐等の森林整備を支援するもの。

○ 松くい虫被害対策強化事業

拡大していた松くい虫被害を鎮静化するため、市町が実施する被害木の伐倒駆除を支援するもの。

○ 森林づくり活動公募事業

森林を「県民共有の財産」として守り育てる気運の向上を図るため、ボランティア団体等が企画・立案して行う森林づくり活動を支援するもの。

○ 情報発信事業

県民の森林に関する理解を深め、森林に親しむ機会を増やすとともに、税事業の透明性を確保することを目的に、イベント開催等を通じた情報発信を実施するもの。

(2) 第Ⅰ期（平成20～29年度）の検証

第Ⅰ期事業は、平成29年度までの10年間で目標とされていたことから、平成30年度以降の森林環境税の在り方を検討するため、外部有識者で構成される福岡県森林環境税検討委員会が設置され、税の収入状況や事業の成果、制度開始以降の社会経済情勢の推移等の検証が行われました。

その結果、「森林環境税を継続していくことが適当」であるとの結論が得られたことから、下記「第Ⅱ期の在り方」の内容を最終報告として知事に提言しています。

県では、提言を踏まえ、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向けた施策を実施するため、平成30年度以降の森林環境税の継続を決定しました。

<第Ⅰ期事業の成果>

○ 荒廃森林再生事業

平成20～29年度の10年間で約2万7千haの森林整備を実施。水源かん養や土砂災害防止など森林の有する公益的機能が回復傾向。

○ 松くい虫被害対策強化事業

対策強化により松くい虫被害量は減少し、平成29年度はピークである24年度の15%まで減少。

○ 森林づくり活動公募事業

森林づくり活動への参加者数は、10年間で延べ12万3千人を超えたほか、森林環境教育の講師派遣では約5千人の小中学生が講義を受講するなど、県民の森林を守り育てる気運は着実に向上。

※ 第Ⅰ期事業の成果の詳細については、「平成20～29年度 福岡県森林環境税事業報告書」を参照ください。（[福岡県森林環境税事業報告書](#) で検索）



福岡県森林環境税検討委員会の様子
(平成29年8月)

<県民の意見等>

県民へのパブリックコメントでは、森林環境税の継続に関する意見や、仕組み・事業成果に対する評価、事業内容の充実などに関する意見がありました。

また、荒廃森林再生事業の実施主体である市町村への説明会では、税の負担に対する評価や、今後の森林整備の方向性に関する評価などが出されました。

<第Ⅱ期の在り方（提言の内容）>

事業の在り方

森林環境税を活用した事業の実施状況や、社会経済情勢の推移、県民の意見等を総合的に判断すると、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当と考えられます。

＜森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策＞

これまでは、既に荒廃した森林の公益的機能の回復を目的に、緊急に再生する取組が進められ、平成 29 年度までに概ね再生される見込みですが、全ての荒廃森林を再生させる必要があります。また、今後新たに荒廃する恐れのある森林が約 3 万 ha になると見込まれ、森林所有者の将来にわたる管理が困難であると想定されることから、公益的機能を長期的に発揮させる取組が必要です。さらに、海岸防風林の保全など、地域の実情に応じた取組も必要であることから、具体的には次の施策が考えられます。

- ①H30 以降の 10 年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林（約 1 万 ha）は、強度間伐を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。
- ②H30 以降の 10 年間では公益的機能を発揮するものの、その後、発揮できなくなる恐れのある森林（約 2 万 ha）は、自伐林家の育成等により間伐を繰り返す体制を構築し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。
- ③海岸防風林の松くい虫対策については、駆除対策だけでなく予防対策への支援も強化し、松くい虫被害を沈静化。

＜^{もり}森林を守り育てる気運の向上に向けた施策＞

森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、今後一層、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上に向けた施策も行う必要があることから、具体的には次の施策が考えられます。

- ④^{もり}森林づくり活動の公募事業については継続が必要なものの、参加者数の増加に向け、これまで一律に設けていた審査基準や支援内容を、応募団体の状況に応じて設定。
- ⑤森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化。
- ⑥展示効果の高い森林整備や、公共施設における木製品の展示を実施し、県民が森林や木に触れあう機会を拡大。

課税の在り方

今後必要な施策に要する費用の財源については、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受しているという観点から、県民に広く公平に負担を求めている現在の「福岡県森林環境税」の仕組みを継続し、確保することが適当と考えられます。

また、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行に努めるとともに、事業の成果は、福岡県森林環境税事業評価委員会において評価し、県民に公表して透明性を確保する必要があります。

さらに、森林吸収源対策のための税を含めた社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に、福岡県森林環境税の在り方について再度検討を行う必要があります。

2 森林環境税（第Ⅱ期）の収入状況等

（1）税の仕組み

○課税の仕組み

- ・地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式

○納税義務者

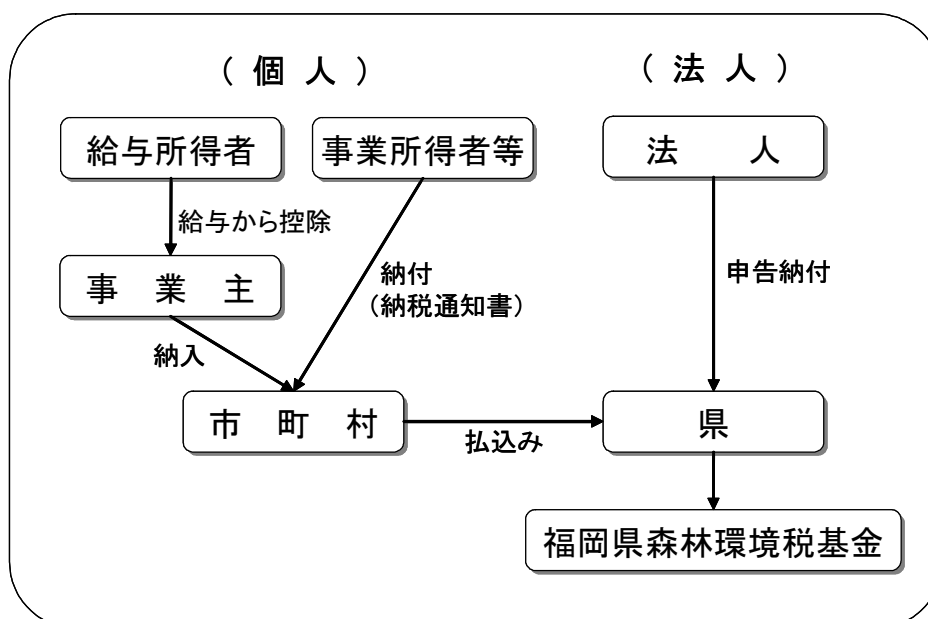
- ・県内に住所等を有する者（ただし、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の所得金額が135万円以下の者、などを除く。）
- ・県内に事務所等を有する法人等

○税率

- ・個人 年額500円（個人県民税均等割に500円を上乗せ）
- ・法人 資本金等の額に応じて1,000円から40,000円（法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ）

資本金等の額の区分	税 額
50億円超	40,000円
10億円超 50億円以下	27,000円
1億円超 10億円以下	6,500円
1千万円超 1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

○納税の流れ



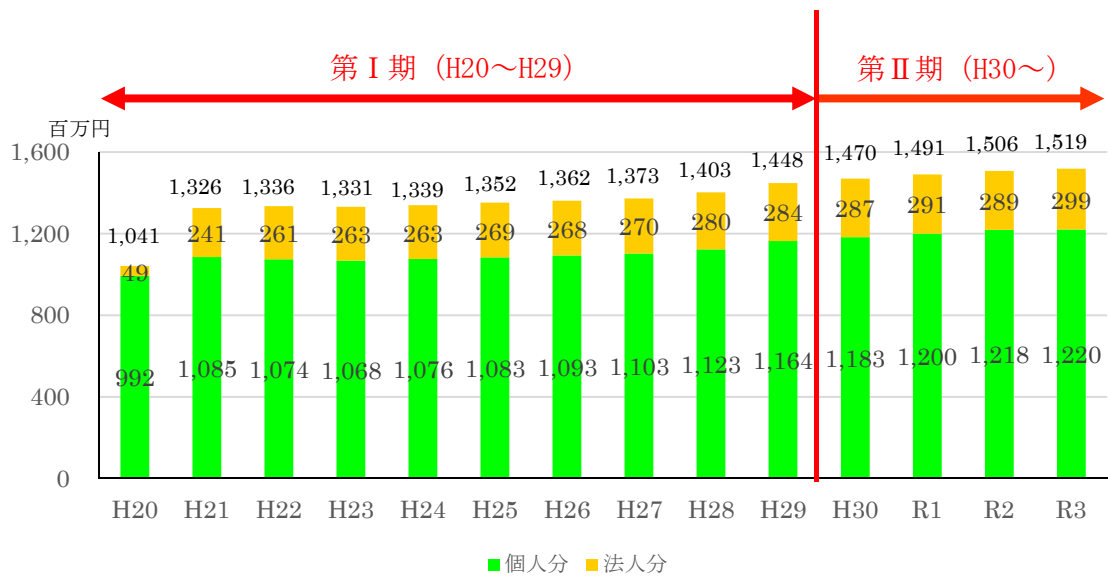
(2) 収入状況

平成30年度以降の森林環境税（第Ⅱ期）の収入については、毎年約15億円、令和3年度までの4年間で約60億円であり、安定した財源となっています。

(単位：百万円)

区分	H30	R1	R2	R3	計
個人分	1,183	1,200	1,218	1,220	4,821
法人分	287	291	289	299	1,166
計	1,470	1,491	1,506	1,519	5,987

資料 2-1 福岡県森林環境税の税収の推移



(3) 基金の状況

森林環境税の収入とその使途の関係を明確化するため、福岡県森林環境税条例の制定と同時に福岡県森林環境税基金条例を制定しています。

両条例の規定に基づき、森林環境税は荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。

平成30年度以降の森林環境税（第Ⅱ期）では、令和3年度までの4年間で、約60億円が森林環境税基金に積み立てられ、そのうち約56億円を取り崩して各種事業に充当し、令和3年度末の基金残高は約7億2千万円となっています。

基金の主な使途としては、「荒廃森林の整備」が約49億円と全体の約9割を占め、間伐実施体制の構築や松くい虫防除対策、展示林の整備がそれぞれ全体の3%から4%を占めています。

なお、基金残高は、翌年度以降の事業に充てることとしており、令和9年度までに全額執行する見込みです。

資料 2-2 第Ⅱ期の基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	H30	R1	R2	R3	計
期首残高	346	904	905	757	-
積立額 (税込等)	1,474	1,499	1,502	1,517	5,991
うち運用益	0.4	0.8	0.8	0.5	2
取崩額 (事業費)	916	1,498	1,650	1,550	5,614
荒廃森林の整備	762	1,336	1,449	1,364	4,910
間伐実施体制の構築	31	36	49	31	148
松くい虫防除対策	47	49	50	51	197
もり 森林づくり活動の公募	17	20	18	20	75
展示林の整備	48	48	76	74	246
森林の重要性の 情報発信	11	9	9	9	37
期末残高	904	905	757	724	-

※ 税込決算額確定前に基金に積み立てる必要があるため、積立額は実際の税込（決算額）と異なります。

3 森林環境税（第Ⅱ期）を活用した事業と成果

平成 30 年度から開始された森林環境税（第Ⅱ期）では、森林を県民共有の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策」、「森林を守り育てる気運の向上に向けた施策」を実施しています。

（1）森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

< 荒廃森林の整備 > 【事業主体：市町村】

事業の目的

平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間に荒廃の恐れがある森林について、これを未然に防止するため、強度間伐^{*}等の森林整備に取り組むもの。

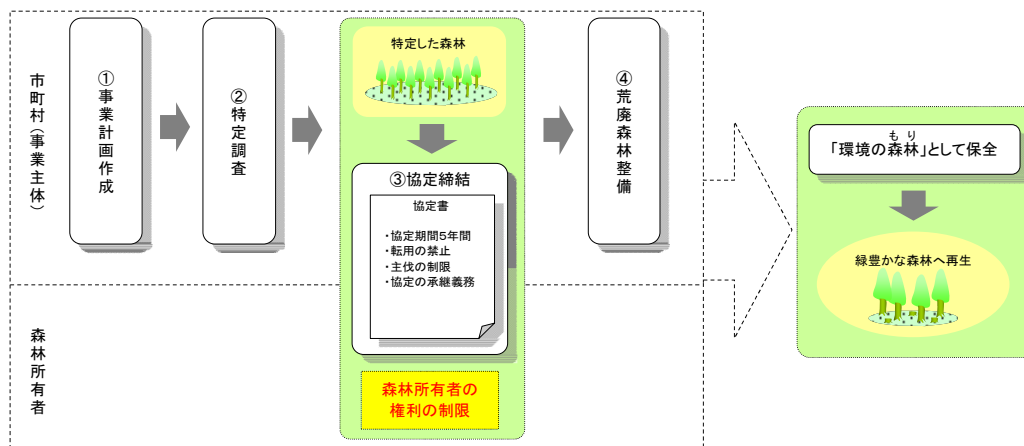
また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨を受け、災害に強い森林づくりを行うため、水が集まり山地崩壊の起点となりやすい谷部に設置する「簡易木柵工」を工種に追加。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐

事業の内容

- ・ 森 林 の 整 備・・・荒廃の恐れのあるスギやヒノキの人工林における強度間伐、簡易木柵工の設置、作業路の開設等
- ・ 荒廃森林の公的取得・・・森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林の取得

事業の仕組み（流れ）



- ①事業計画作成・・・事業主体である市町村が毎年度の事業計画を作成
- ②特 定 調 査・・・下層植生や下枝枯損の状況を現地調査し、荒廃の恐れのある森林を特定
- ③協 定 締 結・・・市町村と森林所有者の間で、事業実施に関する協定を締結
- ④荒廃森林整備・・・強度間伐等の事業を実施し、整備後も「環境の森林」として保全

事業の実施状況

荒廃森林整備事業は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間で、県内の荒廃の恐れのある森林約 1 万 ha を整備する計画です。

平成 30 年度の事業開始以降、整備面積は毎年増加しており、令和 3 年度までの 4 年間で約 5,300ha の強度間伐が実施されました。計画に対する進捗率は、53% となっています。

また、災害に強い森林づくりを目的とした「簡易木柵工」については、令和 3 年度までの 4 年間で約 3,000 m が設置されています。

なお、事業の実施にあたっては、荒廃の恐れのある森林を、県民の費用負担により整備することから、公益的機能の維持を長期にわたって担保するため、保安林指定を要件としているほか、森林所有者の権利を制限（林地転用の禁止や主伐の制限等）する 5 年間の協定書を市町村と森林所有者との間で締結することとしています。



強度間伐



簡易木柵工

資料3-1 荒廃森林の整備状況

区分	H30	R1	R2	R3	計
森林の整備 (ha)	1,114	1,482	1,554	1,599	5,749
うち強度間伐	850	1,396	1,451	1,581	5,277
簡易木柵工(m)	1,471	617	521	368	2,977
作業路の開設(km)	4.9	14.7	23.0	21.9	64.5
公的取得 (ha)	-	-	-	-	0

資料 3-2 荒廃森林整備事業の実施例

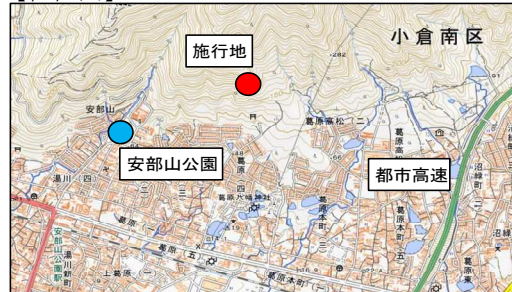
- 森林の整備（強度間伐）

八幡農林事務所管内の実施例

【概要】

施行箇所	北九州市小倉南区大字葛原
事業内容	強度間伐(間伐率41%) 1/2回
樹種	ヒノキ
林齢	45年生
面積	2.00ha

【位置図】



〈施行前〉



〈施行直後〉

筑後農林事務所管内の実施例

【概要】

施行箇所	八女市黒木町笠原
事業内容	強度間伐(間伐率30%) 1/2回
樹種	スギ
林齢	30年生
面積	0.33ha

【位置図】



〈施行前〉



〈施行直後〉

- 森林の造成（広葉樹の植栽）

飯塚農林事務所管内の実施例

【概要】

施行箇所	嘉麻市屏
事業内容	広葉樹植栽
樹種	クヌギ
面積	0.80ha

【位置図】



〈施行前〉



〈施行直後〉

- 作業路の開設

朝倉農林事務所管内の実施例

【概要】

施行箇所	うきは市浮羽町新川
事業内容	作業路開設
幅員	1.5m

【位置図】



〈施行前〉



〈施行直後〉

事業の成果

荒廃森林整備事業による強度間伐や簡易木柵工の効果を検証するため、間伐前後で、林内の光環境の変化、下層植生の生育状況、および林地の土砂移動量の変化等を継続的に調査しており、その結果、森林環境の改善が確認されています。

調査項目	調査内容	調査結果
ア. 林内の光環境	強度間伐による林内の光環境の変化を検証するため、相対散乱光*を算出し、間伐前と間伐後を比較	間伐前の相対散乱光は 10%程度であったが、間伐後は約 2 倍に増加
イ. 下層植生	強度間伐による下層植生の変化を検証するため、樹高 50cm 以上の広葉樹の種類や本数を調べ、間伐前と間伐後を比較	間伐後は種数と植生密度ともに増加しており、下層植生は徐々に回復
ウ. 土砂移動量	強度間伐による土砂移動量の変化を検証するため、間伐後、土砂受け箱にたまった土砂の量を定期的に測定	間伐 3 年後には土砂移動量が約 2 割減少
	簡易木柵工設置の有無による土砂移動量の変化を検証するため、木柵工設置箇所と未設置箇所に土砂受け箱を設置し、それぞれ比較	簡易木柵工設置箇所では、未設置箇所と比較すると、土砂移動量が 1 割から 2 割減少

*散乱光は、太陽からの直接の光（直達光）が大気成分などにより方向を変えられたものであり、植物の光合成での吸収率が高いため、林内光環境の指標としてよく用いられる。

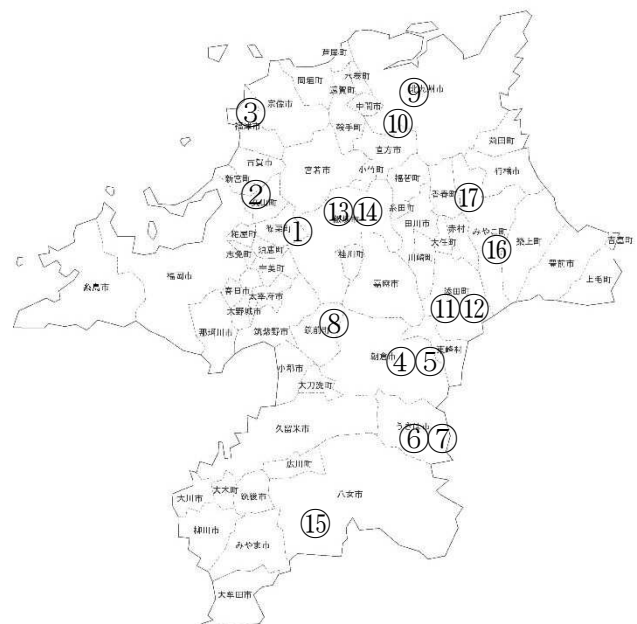
①調査地の設定

県内の各農林事務所管内に、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて合計 17 箇所の調査地を設定しています。

各調査地では、20m×20mの正方形のプロットを設置しており、プロット内で各項目の調査を実施しています。

なお、本報告では、調査項目ア～ウに関して事業実施 3 年後までの効果を検証することが可能な平成 30 年度の調査地（下表の④～⑦）について調査結果を取りまとめています。

番号	農林名	市町村名	設置年度
①	福岡	篠栗町	R1
②		新宮町	R1
③		福津市	R3
④	朝倉	朝倉市1	H30
⑤		朝倉市2	H30
⑥		うきは市1	H30
⑦		うきは市2	H30
⑧	八幡	筑前町	R2
⑨		北九州市1	H30
⑩		北九州市2	R2
⑪	飯塚	添田町1	H30
⑫		添田町2	H30
⑬		飯塚市1	R2
⑭		飯塚市2	R2
⑮	筑後	八女市	R3
⑯	行橋	みやこ町1	R1
⑰		みやこ町2	R3



②調査の概要

ア. 林内の光環境

・調査方法

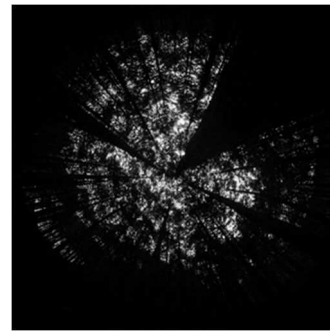
各調査地のプロットに9箇所ずつ定点を設け、間伐前と間伐後、魚眼レンズを用いて樹冠の全天空写真を撮影し、この写真の解析により林内の光環境の指標となる相対散乱光を算出しています。

・調査結果

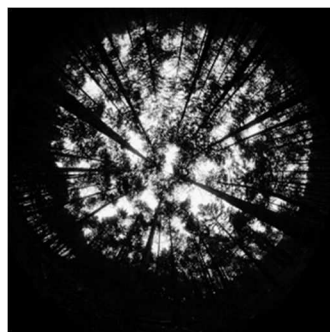
間伐前の相対散乱光は10%程度でありましたが、間伐後では約2倍の20%前後に改善されています。



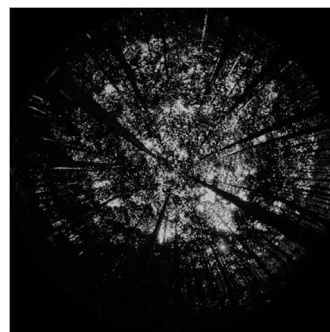
撮影方法



間伐前

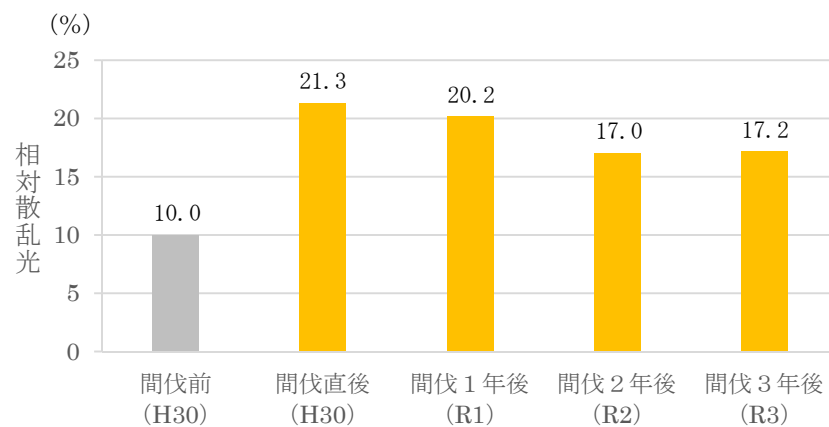


間伐直後



間伐3年後

資料 3-3 相対散乱光の変化



※資料 3-3 は、調査地④～⑦における調査結果の平均値

イ. 下層植生

・調査方法

強度間伐による下層植生の発生状況を調べるため、間伐前と間伐後、樹高50cm以上の広葉樹の種類や本数を調べています。

・調査結果

林内の光環境の改善により下層植生の生育が促され、間伐3年後の植生密度は、間伐前と比較し約5割増加しています。

また、クロガネモチやユズリハなどの高木性の広葉樹が新たに発生しており、間伐3年後の種数は、間伐前と比較し約5割増加しています。



間伐前

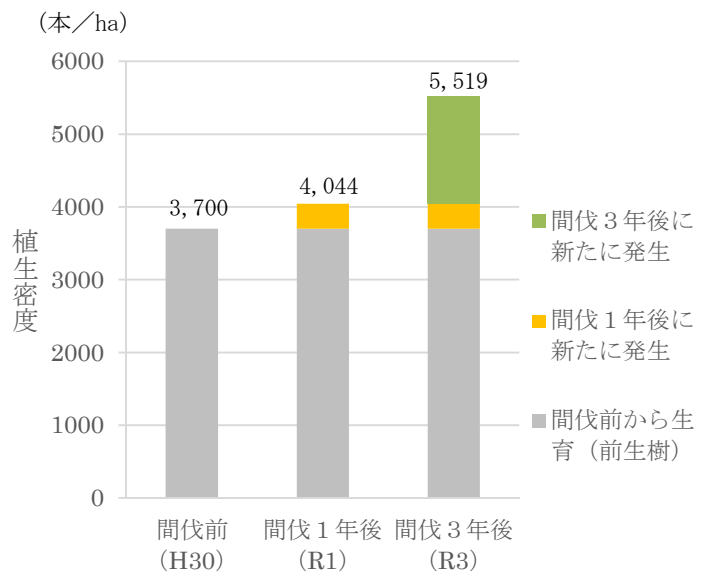


間伐1年後

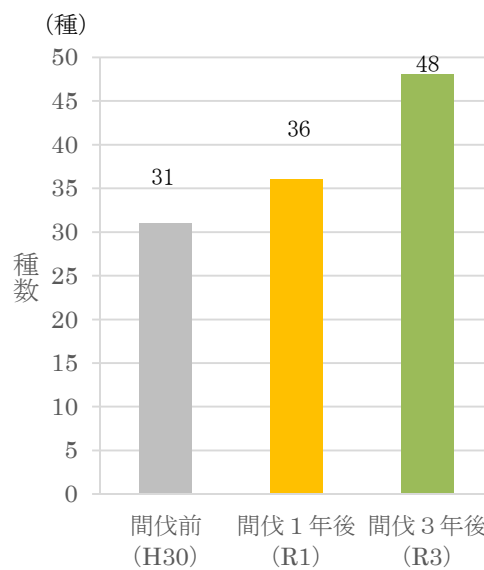


間伐3年後

資料 3-4 植生密度の変化



資料 3-5 種数の変化



※資料 3-4、3-5 は、調査地④～⑦における調査結果の平均値

ウ. 土砂移動量

・調査方法

強度間伐後の土砂移動量を測定するため、各調査地のプロットに土砂受け箱を5個ずつ設置し、定期的に、箱にたまった土砂を回収しています。

また、簡易木柵工設置による土砂の移動抑制効果を検証するため、木柵工設置箇所直下に土砂受け箱を設置し、木柵工未設置箇所との比較を行っています。

・調査結果

下層植生の生育が促進された結果、間伐1年後と3年後の比較で、土砂移動量が約2割減少しています。

また、簡易木柵工設置箇所では、未設置箇所と比較すると、土砂移動量が1割から2割減少しています。



土砂受け箱設置状況



土砂受け箱設置状況(簡易木柵工の直下)

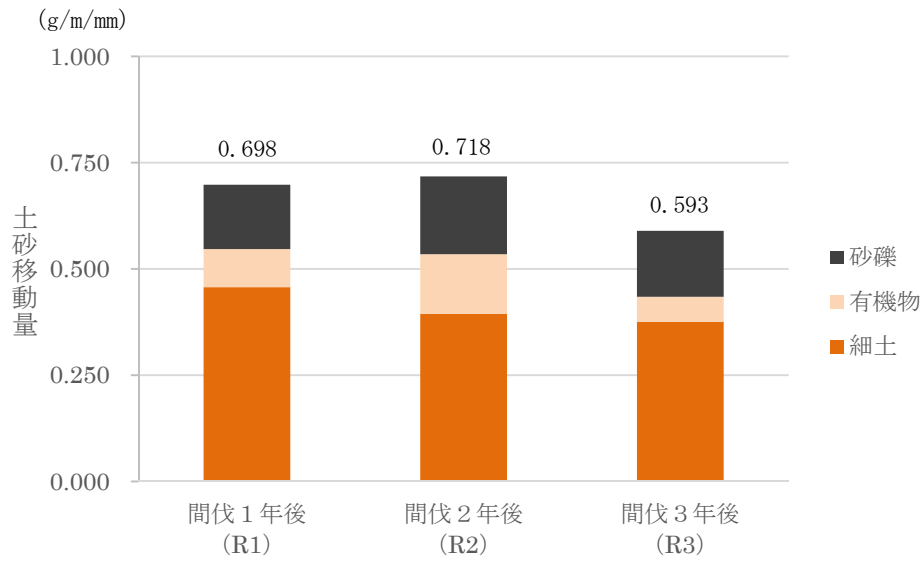


土砂の回収状況

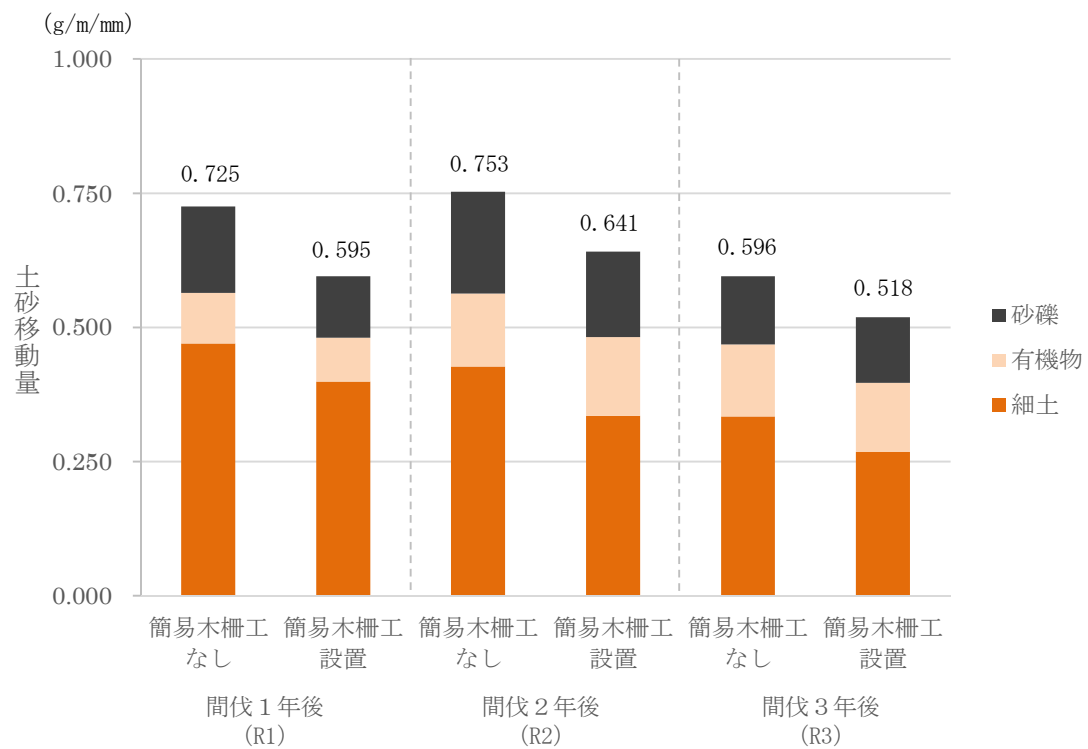


土砂の選別(砂礫、有機物、細土)

資料 3-6 土砂移動量の変化



資料 3-7 簡易木柵工設置箇所と未設置箇所の比較



※資料 3-6、3-7 は、調査地④～⑦における調査結果の平均値

※土砂移動量 (g/m/mm) は、強度間伐を実施した林内に土砂受け箱を設置し、箱に流入する土砂の量を夏季 (6～9 月) と冬季 (12～3 月) の年 2 回測定。降雨の影響を平均化するため、降水量 1mm あたりに換算 (回収した土砂の量を期間雨量で除して算出)。

＜間伐実施体制の構築＞ 【事業主体：県、林業研究グループ、地域協議会】

事業の目的

平成30年度から令和9年度までの10年間では公益的機能を発揮するものの、その後、発揮できなくなる恐れのある森林について、70年生まで概ね20年に一度、間伐を実施できる体制を構築するため、自伐林家[※]を育成するもの。

※自伐林家：伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等

事業の内容

- ①自伐林家育成研修の実施・・・自伐林家として活動するために必要な、チェーンソー操作等の基礎技術を習得する研修の開催
- ②自伐用機材の導入支援・・・自伐林家が間伐を行うために必要となる、小型バックホウや林内作業車等の導入を支援
- ③間伐材集出荷場の整備支援・・・自伐林家が間伐材を搬出し、収入を得られるよう、受入れを行う土場の舗装や、間伐材を計量するトラックスケールの整備等を支援

事業の実施状況

①自伐林家育成研修

平成30年度から令和3年度までの4年間で、37名の自伐林家を育成しました。

資料3-8 自伐林家育成研修受講者数

(単位:人)

年度	受講者数	うち女性
平成30年度	7	2
令和元年度	10	1
令和2年度	10	3
令和3年度	10	1
計	37	7



チェーンソー基礎研修



作業道開設研修

②自伐用機材の導入支援

令和3年度までに、県内9つの林研グループに対して支援を実施しました。

資料 3-9 自伐用機材の導入実績一覧

年度	事業主体	整備内容	台数
H30	糸島市林業研究クラブ	小型バックホウ、林内作業車	各1台
	黒木町林業振興会	グラップル付き小型バックホウ	1台
R1	甘木林業後継者クラブ	グラップル付き小型バックホウ、林内作業車	各1台
	杷木林業経営研究会	グラップル付き小型バックホウ	1台
	嘉麻市林業研究会	グラップル付き小型バックホウ、林内作業車 チェーンソー	各1台 5台
R2	福岡市林業研究グループ	グラップルソー付き小型バックホウ	1台
	京都森林研究グループ	グラップル付き小型バックホウ、林内作業車	各1台
R3	北九州市林業研究グループ	集材用ウインチ	1式
	うきは市林業研究グループ	グラップル付き小型バックホウ チェーンソー	1台 11台



グラップル付きバックホウ



林内作業車

③間伐材集出荷場の整備支援

令和3年度までに、県内の5地域協議会に対して集出荷場の整備を支援しました。

資料 3-10 間伐材集出荷場の整備実績一覧

年度	事業主体	整備内容	数量
H30	糸島山づくり協議会	土場舗装	8,500㎡
R1	嘉麻市原木集出荷場管理協議会	移動式トラックスケール	1式
R2	うきは市木質バイオマス協議会	土場舗装	1,507㎡
		トラックスケール	1式
	八女の森づくり地域協議会	管理建屋	1棟
R3	糸島産材サプライチェーン推進協議会 (旧糸島山づくり協議会)	土場舗装	2,734㎡
		トラックスケール	1式
	みやこ町原木集出荷場管理協議会	土場舗装	2,500㎡



トラックスケール



土場舗装

<松くい虫防除対策> 【事業主体：市町】

事業の目的

高温小雨等の影響により、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、被害拡大による県民生活への影響が懸念されたことから、被害の鎮静化を図るため、松くい虫防除対策を強化するもの。

事業の内容

海岸防風林における保全すべき松林（森林病虫害等防除法第7条の5及び第7条の10）において、市町が実施する駆除対策（感染源となる被害木の伐倒処理）及び予防対策（被害再拡大を防ぐための薬剤散布等）を支援

事業の実施状況

被害の鎮静化を図るため、平成25年度からは駆除対策を、さらに第Ⅱ期からは予防対策への支援を強化しました。平成30年度から令和3年度までの4年間に、被害木の伐倒駆除を1,818 m³、薬剤散布を884ha、薬剤の樹幹注入を4,467本実施しています。

資料 3-11 駆除・予防対策の実績

年度	駆除対策 (伐倒駆除) (m ³)	予防対策		
		薬剤散布 (ha)		樹幹注入 (本)
		空中	地上	
H30	453	21	200	1,299
R1	394	21	200	1,247
R2	467	21	200	1,098
R3	504	21	200	823
計	1,818	84	800	4,467



伐倒駆除



薬剤地上散布



薬剤空中散布

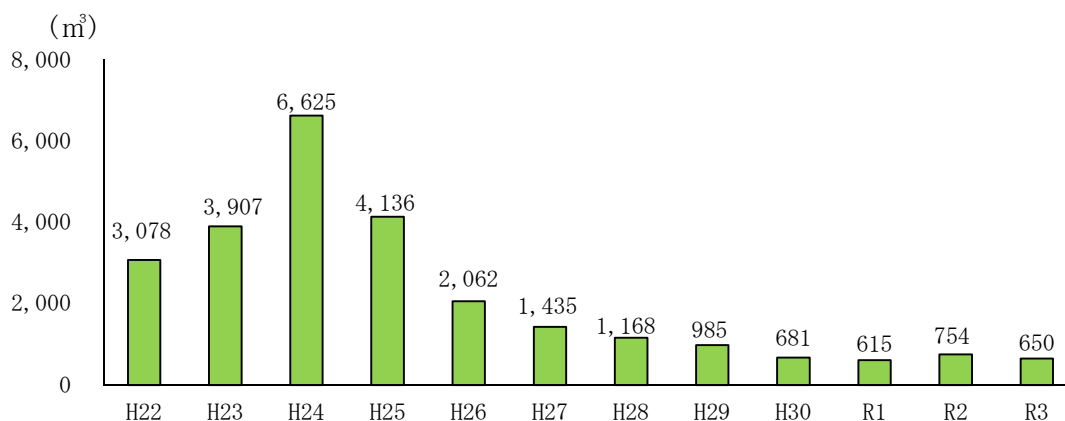


樹幹注入

事業の成果

対策強化の結果、平成25年度から被害は減少傾向に転じ、県内民有林の令和2年度被害量は、近年で最も被害量の多かった平成24年度の約1割程度に減少しました。

資料 3-12 松くい虫被害発生状況（県内民有林）



(2) 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要があります。

県では、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくり活動を支援する「森林づくり活動公募事業」や、県民がふれあえる身近な森林の整備を支援する「展示林整備事業」、県民に森林の働きや大切さ、森林環境税に関する情報等を発信する「情報発信事業」を実施しています。

＜森林づくり活動公募事業＞【事業主体：NPO、ボランティア団体等】

事業の目的

森林を県民共有の財産として、社会全体で守り育てる気運の向上を図るもの。

事業の内容

県民が自ら企画立案して行う、次の森林づくり活動を支援

- ・森林の整備・保全・・・植栽、下刈、間伐、里山林の保全・活用等
- ・森林、林業の普及・・・林業体験、森林環境教育、木育、安全講習会等

事業の実施状況

本事業は、県内のNPOやボランティア団体等が企画立案して行う森林づくり活動を募集し、外部有識者で構成される福岡県森林環境税検討委員会の審査を経て、採択された活動を支援することにより、県民参加の森林づくりを推進するものです。

平成30年度から令和3年度までの4年間で、213件の森林づくり活動を採択し、延べ53,852人が参加しました。

資料3-13 森林づくり活動実施件数

(単位:件)

区分	H30	R1	R2	R3	計
STEP1(参加者数50～99人)	6	16	13	14	49
STEP2(100～299人)	17	28	23	25	93
STEP3(300～599人)	15	10	15	8	48
STEP4(600人以上)	6	6	5	6	23
計	44	60	56	53	213

※参加者数に応じ、応募団体をSTEP1～4に区分

資料3-14 森林づくり活動参加者数 (STEP別)



もり
森林づくり活動公募事業の実施状況



森林の整備・保全
(地域住民や企業と連携した森林整備)
福岡市



森林の整備・保全
(地域住民による松林の整備)
福津市



森林の整備・保全
(水源の森づくりに向けた植樹活動)
朝倉市



里山の保全
(地域住民との協働による侵入竹伐採)
北九州市



里山の保全
(区有林の草刈り作業)
築上町



森林環境教育
(小学生を対象とした森林講座)
古賀市



森林環境教育
(木とふれあう木育活動)
飯塚市



その他
(森林ボランティアリーダー育成研修)
久留米市

事業の成果

○県民参加の森林づくり活動の拡がり

平成 20 年度の森林環境税導入以降、「森林づくり活動公募事業」の参加者数は増加傾向にあり、令和元年度には事業開始時の約 3 倍となる、17,154 人まで増加しました。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの開催が制限されたことなどから参加者数が減少したものの、令和 3 年度は再び増加しています。

これは、各団体が感染症予防対策を徹底しながら、植樹活動や地域住民による竹林・松林整備などの森林づくり活動に取り組んだものであり、コロナ禍にあっても活動は県内各地に広がっています。

○森林を守り育てる気運の高まり

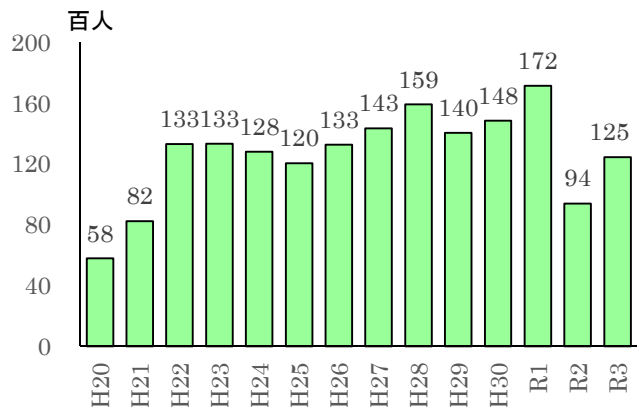
平成 30 年度以降に、森林づくり活動公募事業を実施した 84 団体に対してアンケート調査を実施し、75 団体から回答を得ました。(回答率 89%)

アンケートの結果、「森林づくり活動公募事業は『森林を守り育てる気運の向上』に貢献しているか」の問いに対して、「貢献している」という回答が 96% を占めました。(グラフ I)

一方、「森林づくり活動を実施するうえで苦勞していること」の問いに対しては、「活動資金の確保」や「参加者の確保」という回答が多くを占めた(グラフ II)ほか、「今後の森林づくり活動の予定」では参加者確保困難などの理由から縮小するとの回答も見られました(グラフ III)。

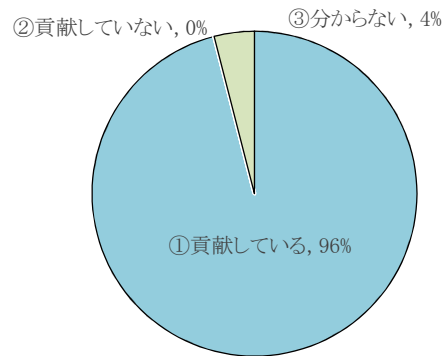
森林づくり活動公募事業により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっている一方、活動の継続、拡大に向けては引き続き支援が必要な状況です。

資料 3-15 森林づくり活動参加者数の推移

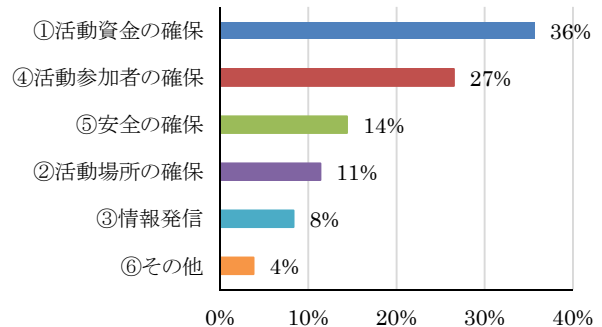


資料 3-16 アンケート結果

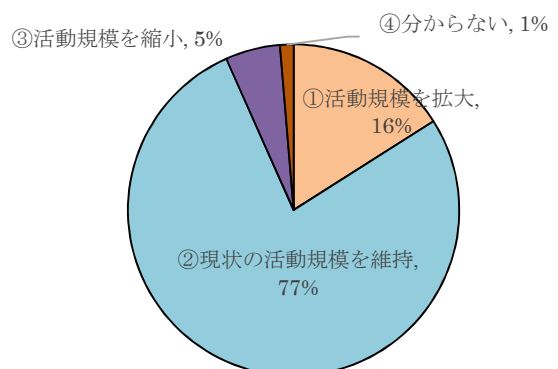
(グラフ I) 森林づくり活動公募事業は「森林を守り育てる気運の向上」に貢献していますか。



(グラフ II) 活動を実施するうえで苦勞していることは。



(グラフ III) 今後の森林づくり活動の予定は。



<展示林の整備> 【 事業主体：市町村 】

事業の目的

展示効果の高い森林の整備を通じ、森林に関わりの少ない県民が、森林とふれあう機会を拡大するもの

事業の内容

展示林の整備（設置、改修）に向けた植栽や不要木の伐採、遊歩道の設置等

事業の実施状況

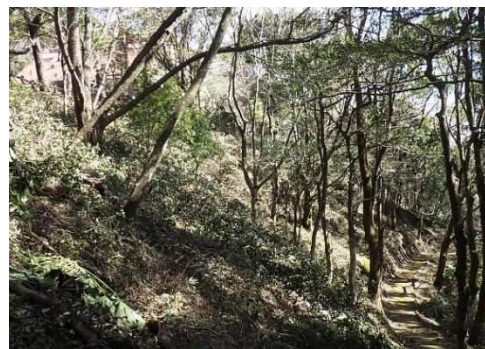
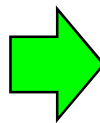
平成30年度から令和3年度までの4年間で、県内14市町が事業に取り組みました。これにより、27箇所の森林が展示林として整備され、県民が森林と触れ合える環境が提供されています。

資料 3-17 展示林整備箇所一覧

市町村名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福岡市	油山市民の森	油山市民の森	油山市民の森	油山市民の森
大野城市	大野城市総合運動公園	大野城市総合運動公園	大野城市総合運動公園	大野城市総合運動公園
	いこいの森中央公園	いこいの森中央公園	いこいの森中央公園	いこいの森中央公園
宗像市	-	-	梁田神社	-
太宰府市	市民の森	市民の森	市民の森	市民の森
糸島市	白糸の滝	真名子木の香ランド	真名子木の香ランド	真名子木の香ランド
篠栗町	金出生活環境保全林	-	-	-
久山町	-	-	久原財産区有林	久原財産区有林
小郡市	-	-	花立山森林	-
北九州市	足立山森林公園	香月市民の森	足立山森林公園	足立山森林公園
	畑キャンプセンター	切塞市営林	足立公園	扇谷市営林
	-	和布刈公園	大里公園	手向山公園
	-	企救自然遊歩道	昭和池公園	大里公園
	-	-	安部山公園	昭和池公園
飯塚市	飯塚市有林	飯塚市有林	飯塚市有林	飯塚市有林
	-	-	-	私有林
八女市	-	-	-	八女市有林ほか
柳川市	柳川市民の森	-	-	-
みやま市	-	-	みやま市有林	-



整備前



整備後

<情報発信事業>【事業主体：県】

事業の目的

森林に親しむ機会を増やすことで県民の森林に対する理解を深めるとともに、福岡県森林環境税を活用した事業の透明性を確保するもの

事業の内容

○県民の森林に対する理解を深める取組

- ① 小学生を対象とした森林環境教育への講師派遣
- ② 森林づくり活動安全講習会の開催

○森林環境税を活用した事業の透明性を確保する取組

- ③ 森林環境税を活用した事業実績等の公表
- ④ 福岡県森林環境税検討委員会の開催

事業の実施状況

○県民の森林に対する理解を深める取組

①森林環境教育への講師派遣

次代を担う子どもたちに森林に親しみ、森林の大切さを学んでもらうため、小学校に森林環境教育の講師を派遣し、樹木観察やネイチャーゲームなどの活動を実施しています。(H30～R3 実績：延べ53校実施 2,785人参加)

資料 3-18 森林インストラクター派遣小学校一覧

市町村名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福岡市	若久、勝馬	百道・百道浜	—	—
筑紫野市	—	—	—	天拝
太宰府市	太宰府東	太宰府東	—	太宰府東
古賀市	—	—	—	花見
篠栗町	北勢門	北勢門、萩尾分校	北勢門、萩尾分校	北勢門、萩尾分校
筑前町	—	—	—	東小田
北九州市	小石、楠橋、曾根東	中原、小石	中原、小石、泉台、企救丘	中原、松ヶ江南、小倉中央
芦屋町	芦屋東	山鹿	—	山鹿
岡垣町	—	—	—	内浦
久留米市	高良内	高良内	高良内、水分	竹野
大牟田市	天の原	—	—	天の原
飯塚市	八木山	八木山	八木山(2回)	八木山
鞍手町	—	—	室木	—
川崎町	—	—	真崎	真崎
福智町	—	—	—	上野
豊前市	—	角田	—	角田
みやこ町	犀川	伊良原	—	—
派遣校数 (受講者数)	12校 (670名)	12校 (682名)	12校 (550名)	17校 (883名)



子ども樹木博士（中原小学校）



ネイチャークラフト（八木山小学校）

②森林づくり活動安全講習会の開催

森林ボランティア団体等を対象に、森林内での安全な作業や、機械・道具の手入れ・使い方などについての講習会を開催しています。

(H30～R3 実績：延べ 587 人受講)

資料 3-19 安全講習会の参加者数

(単位:人)

区分	H30	R1	R2	R3	H30～R3計
参加者計	159	158	121	149	587



森林づくり活動安全講習会
(チェーンソーの操作)

○森林環境税を活用した事業の透明性を確保する取組

③森林環境税を活用した事業実績等の公表

- ・ 広報媒体を活用した情報発信

県ホームページや新聞広告、県広報テレビ・ラジオなど、様々な媒体を活用し、森林環境税による事業の実績、森林づくり活動公募事業の企画の募集等について、県民への周知を図っています。

(第Ⅱ期実績：ホームページ随時更新、新聞広告5回、
県広報テレビ2回、県広報ラジオ3回、
県広報インターネットテレビ1回)



県広報インターネットテレビ
「岡澤アキラのふかぼりっ！福岡県」

- ・ ポスター、リーフレット等の作成

森林環境税による事業の内容や必要性、活用状況、効果などに関するポスター、リーフレットを作成しています。

- ・ 各種イベント等を通じた森林環境税の情報発信

グリーンフェスティバルやウッドフェスタ等のイベントにおいて、福岡県森林環境税についてのパネル展示や、リーフレット等の配布を行いました。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント開催が難しくなったことから、県庁ロビーでの展示や県植樹祭等においてPRを実施しています。



ウッドフェスタでの展示

④福岡県森林環境税検討委員会の開催

森林環境税による事業の透明性を高めるため、外部の有識者で構成される森林環境税検討委員会を設置し、森林環境税による事業実績の評価や、森林づくり活動公募事業の企画書の審査などを毎年行っています。委員会で審議された内容は、随時県ホームページにより県民の皆さんに公表しています。



森林環境税検討委員会の様子

4 社会経済情勢の推移

(1) 林業を取り巻く情勢の推移

県内の林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷や労働力の減少傾向が続くなど、依然として厳しく、森林を所有者による林業活動だけでは支えられない状況が続いています。

森林資源

本県の森林面積は22万4千haで、県土の45%を占めており、森林率は全国平均の67%に比べ22ポイント以上低い状況です(資料4-1)。

民有林のうち、人工林は約12万5千haで、人工林率は65%(全国第2位)となっており、全国平均の46%に比べ19ポイント高い状況にあります。(資料4-2)

人工林のうち、11万8千haはスギ・ヒノキ林で、このうち41年生以上の面積が9万6千ha、全体の8割以上を占めており、高齢級化が進んでいます。

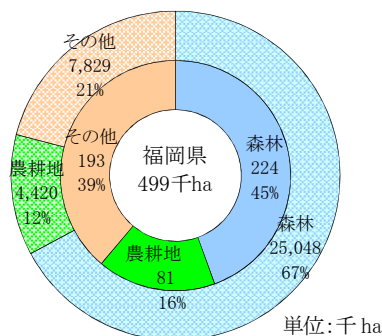
なお、県民一人当たりの森林面積は約437㎡で、全国平均の約1,986㎡に比べ約2割となっており、本県の森林は県民一人ひとりにとって貴重な資源となっています。

原木生産量

県内の原木生産量は、税導入後の平成21年以降、国産材需要の増加や主伐の推進などにより、増加傾向が続いていましたが、令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住宅需要の減退により、一時的に減少しました。

令和3年は、外国産材輸入量が減少したことなどから国産材の需要が高まり、再び増加に転じています。(資料4-3)

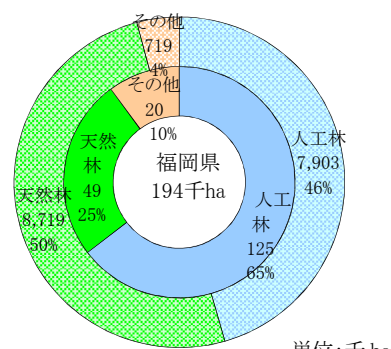
資料4-1 国土・県土に占める森林の面積



内円 (福岡県) 499 千 ha
外円 (全国) 372,977 千 ha

資料: 福岡県「地域森林計画書」
林野庁「森林資源現況調査」等

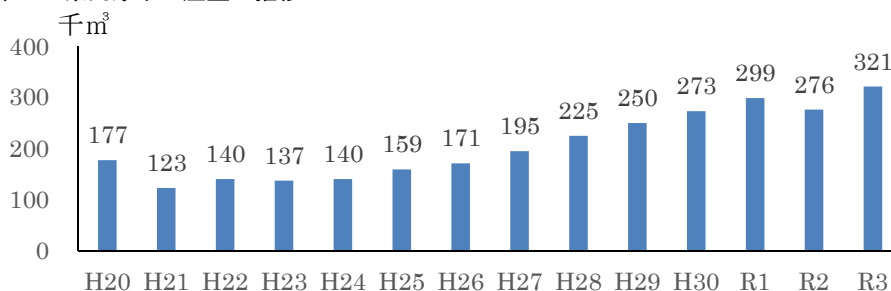
資料4-2 人工林・天然林別の森林面積



内円 (福岡県の森林計画対象森林) 194 千 ha
外円 (全国の森林計画対象森林) 173,411 千 ha

資料: 福岡県「地域森林計画書」
林野庁「森林資源現況調査」

資料4-3 県内原木生産量の推移



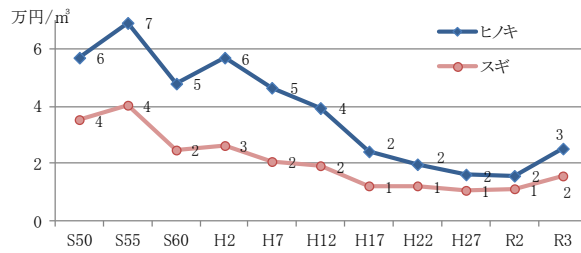
資料: 県林業振興課

原木価格

森林環境税導入前の平成 17 年の原木価格は、ピークの昭和 55 年と比較して半値以下まで下落し、その後も現在まで低迷が続いています。

(資料 4-4)

資料 4-4 原木価格の推移



資料: 県林業振興課

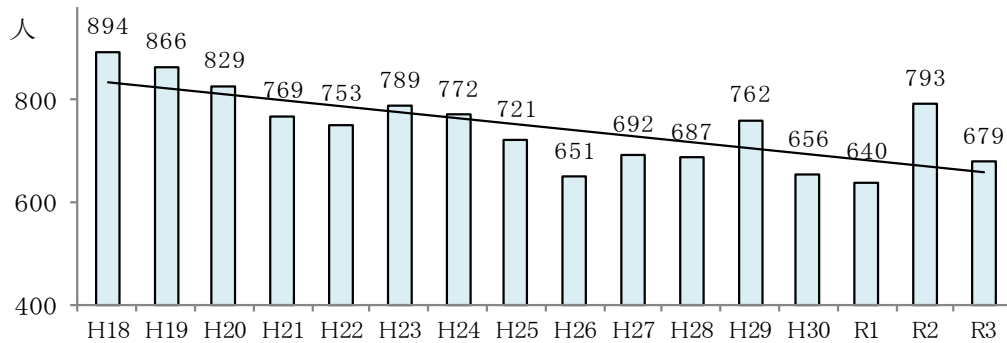
林業労働力

地域の森林・林業を担う森林組合作業員数は、長期的に減少傾向で推移しています。(資料 4-5)

年代別では、作業員の若返りが進んでおり、令和 3 年度の 40 代以下の割合は 64%と、平成 21 年度※と比較すると約 2 倍に増加しています。(資料 4-6)

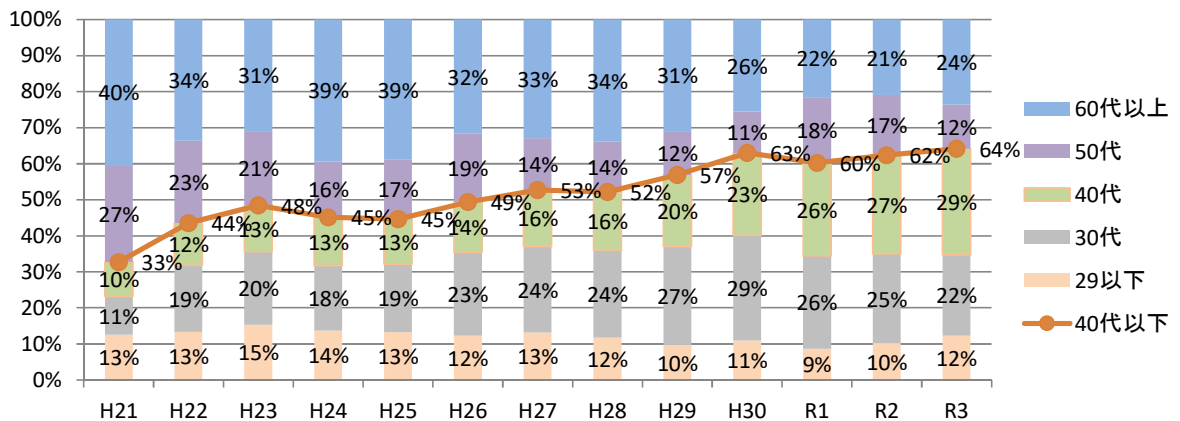
※ 資料 4-6 は各年 1 月 1 日を含む事業年度で整理されており、H21 のデータが森林環境税導入時のもの。

資料 4-5 森林組合作業員数の推移



資料: 県林業振興課

資料 4-6 森林組合雇用作業員の年代別割合



資料: 県林業振興課

(注: 各年1月1日を含む事業年度で整理)

(2) 自然災害の多発化・激甚化

県内の災害発生状況

福岡県内では、平成 29 年以降、5 年連続で大雨や台風による大きな被害が発生しました。森林・林業分野においても、林地・林道の崩壊や治山施設の損壊といった被害が発生しています。

資料 4-7 福岡県内の主な災害における被災状況

災害発生時期	災害名称種別	農林水産被害額	
			うち林業
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨	692.2億円	301.9億円
平成30年7月	平成30年7月豪雨	156.5億円	51.5億円
令和元年7月	大雨	29.2億円	1.1億円
令和元年8月	大雨	42.8億円	10.0億円
令和元年9月	台風17号	34.1億円	-
令和2年7月	令和2年7月豪雨	132.1億円	24.5億円
令和2年9月	台風10号	11.4億円	-
令和3年8月	大雨	98.6億円	28.0億円

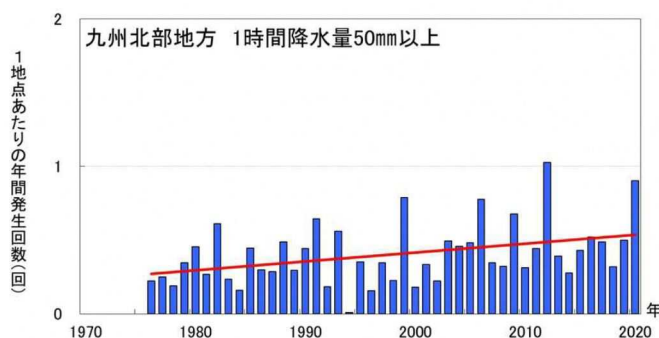
福岡県内の気象の見通し

福岡管区気象台は「九州・山口県の地球温暖化監視レポート 2020」において、災害の要因となる短時間強雨の発生回数が、1976 年以降、九州北部地方では有意な増加傾向にあると報告しています。

また、「九州・山口県の地球温暖化予測情報 (2019)」では、将来 (21 世紀末)、県内の大雨・短時間強雨の発生回数は、さらに増加すると予測しています。

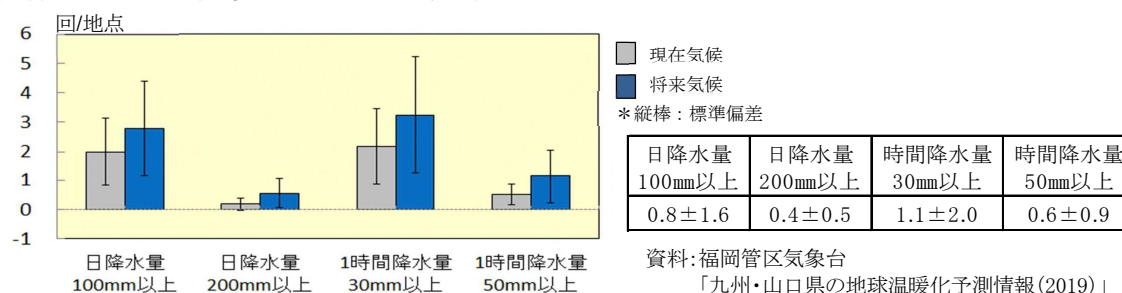
将来の大雨に備えるため、今後も引き続き、災害に強い森林づくりの推進が必要です。

資料 4-8 時間降水量 50 mm 以上の年間発生回数の変化



資料:福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化監視レポート2020」

資料 4-9 大雨・短時間強雨の年間発生回数の将来予測



(3) 国際的な環境保全の取組

人間の活動に伴い排出された温室効果ガスの増加や、森林伐採等の影響により、地球規模で気温が上昇し、これに起因する異常気象が多発しています。

このため、更なる気温上昇を抑えつつ、資源の持続的な利用を実現していく必要があることから、SDGsやパリ協定など国際的な環境保全の取組が加速化しています。

温室効果ガスの吸収源としての森林の役割は、ますます重要になっており、将来に向けより一層、適切な管理・保全が求められています。

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))

SDGsは、2015年の国連サミットで提示・合意されたものであり、国際社会全体の普遍的な目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

その内容は、2030年を期限とする包括的な17の目標と、その下に細分化された169のターゲットで構成されています。森林・林業に関連する主な目標としては、「13. 気候変動に具体的な対策を」や、「15. 陸の豊かさを守ろう」等があり、それぞれ温室効果ガスの吸収源としての森林保全や、生物多様性の保全、持続可能な森林経営などがターゲットとして掲げられています。



SDGsにおける17の目標



地球温暖化対策の新しい枠組み「パリ協定」

パリ協定は、2015年にパリで開催された、「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意(2016年11月発効)されたもので、2020年度以降の温室効果ガス削減等の国際的な枠組みを定めています。

平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃より十分低く保つことや、温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量のバランスをとることを世界共通の目標に掲げており、途上国を含むすべての国が参加しています。

協定の発効を受け、日本では「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019)を策定し、国連に提出しており、この中で、温室効果ガス吸収源対策として森林整備を推進していくことなどを明記しています。

資料4-10 パリ協定の基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定)

第2節:吸収源対策

(3)① 森林・都市緑化

森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進する。その際、成長等に優れた品種や早生樹等の普及・利用拡大を図る。

国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策である都市緑化等を推進し、実際の吸収源対策としての効果はもとより、気候変動対策の趣旨の普及啓発を図る。

2050年カーボンニュートラル

2020年10月、国は地球温暖化対策を進めるため、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。カーボンニュートラルとは、温室効果ガス*の排出量と吸収量を均衡させ、全体としてゼロにすることを意味し、日本として2050年までの達成を目指すことを宣言したものです。

実現に向け、国は2021年10月に「地球温暖化対策計画」を策定し、まずは2030年までの温室効果ガス46%削減を目指した取組の推進を打ち出しました。具体的には、排出抑制対策として再生可能エネルギーや省エネ技術の活用等を図るとともに、吸収源対策として、健全な森林の整備や木材利用の推進を明記しています。

※温室効果ガス（Green House Gas）

地表から放射された赤外線の一部を吸収する「温室効果」を有する、二酸化炭素やメタン等の総称

資料 4-11 地球温暖化対策計画の示す目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

資料：環境省「地球温暖化対策計画の改訂について」

資料 4-12 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

第2節：地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(2)① 森林吸収源対策（一部抜粋）

今後、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成（森林吸収量の目標は約38百万t-CO₂（2013年度総排出量比約2.7%））や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を目指す。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくこととし、分野横断的な施策も含め、地方公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、以下の施策に総合的に取り組む。

- ・健全な森林の整備
- ・保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進
- ・効率的かつ安定的な林業経営の育成
- ・国民参加の森林づくり等の推進
- ・木材及び木質バイオマス利用の推進

森林環境譲与税の導入

国は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境譲与税」（以下、譲与税）を創設し、令和元年度から譲与を開始しました。

これを受け、福岡県森林環境税検討委員会では、譲与税の創設を踏まえた県税の在り方を検討し、県税と譲与税をそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用するよう知事に提言を行いました。県では提言に基づき、平成 31 年 3 月に用途のすみ分け等を示した「森林環境譲与税ガイドライン」を作成し、県内市町村へ配布しています。

令和元年度から 2 年度までに市町村に譲与された約 11 億円の譲与税については、県税の対象とならない森林の整備や人材育成、公共施設の木造・木質化など、ガイドラインに沿った適切な活用がなされています。

資料 4-13 福岡県森林環境税と森林環境譲与税の関係整理

○ 両税の比較

区分	森林環境譲与税	福岡県森林環境税
課税目的	森林吸収源対策に係る地方財源の確保	荒廃した森林の再生等を図る施策に要する財源の確保
用途の基本的な考え方	地域の実情に応じて法令に定める範囲で幅広く弾力的に実施	福岡県森林環境税条例に基づき、荒廃森林の整備に必要な施策に限定

○ 用途のすみ分け

用途区分	すみ分け区分	森林環境譲与税	福岡県森林環境税	
①森林整備	人工林	経営が可能	間伐、作業道整備	—
		経営が困難	—	強度間伐、広葉樹植栽、侵入竹伐採、作業道整備、簡易木柵工の設置、自伐林家の支援、松くい虫防除対策
	竹林	放置竹林対策	—	
	耕作放棄地	植栽(荒廃農地の森林化)	—	
森林整備の促進	②人材育成・担い手の確保	新規就業者の確保・定着 林業事業者の育成 林業労働安全対策	—	
	③木材利用の促進	公共建築物の木造・木質化 木製品の導入 木材利用加工施設の整備 木質バイオマスの利用促進	—	
	④普及啓発	県域	—	展示林の整備 森林づくり活動の支援 森林環境教育
市町村単位		森林に関するイベントなどの開催	—	

資料 4-14 県内市町村への譲与額（総額）と執行状況

(単位:千円)

年度	譲与額	事業費				事業費計
		①森林整備	②人材育成・担い手確保	③木材利用	④普及啓発	
R1	363,400	174,474	15	28,249	16,046	218,784
R2	772,260	374,556	3,000	127,944	26,637	532,137
計	1,135,660	549,030	3,015	156,193	42,683	750,921

*譲与額から事業費を差し引いた残額については、翌年度以降に執行するため、各市町村の基金等に積み立て。

資料: 県林業振興課

【参考】福岡県森林環境税検討委員会から知事への提言（平成 30 年 9 月）

国の森林環境税及び森林環境譲与税の創設を踏まえた提言

1 福岡県森林環境税の在り方について

平成 30 年度以降の 10 年間で計画的に進めることとしている荒廃森林の再生や荒廃の未然防止等の取組は、近年の自然災害の頻発や過去の大湯水の経験を踏まえると、遅滞なく進めていく必要があるため、31 年度以降も福岡県森林環境税を継続すべきである。

但し、現在、福岡県森林環境税を活用して取り組んでいる森林を守り育てる気運の向上に向けた施策のうち、市町村が国の森林環境譲与税を活用して取り組むことができるものについては、見直しを検討すべきである。

2 市町村へ譲与される国の森林環境譲与税の活用について

市町村へ譲与される国の森林環境譲与税については、同税が林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目的とした「森林経営管理制度」を踏まえ創設されることから、現時点では経営にまで至っていないが、将来的に経営が成り立つ森林の整備に活用すべきである。

また、森林が少ない都市部の市町における木材利用の促進や、竹林の多い市町村における放置竹林対策といった地域独自の取組にも積極的に活用すべきである。

3 県へ譲与される国の森林環境譲与税の活用について

県へ譲与される国の森林環境譲与税については、「森林経営管理制度」の円滑な運用を図るためには、同制度の中核を担う市町村の役割と新たな林業労働力の確保・育成が重要となることから、市町村における制度運用の支援や新たな人材育成、担い手の確保対策等に活用すべきである。

4 両税の効果的な活用について

上記 1～3 の提言に基づいた活用方針を市町村に提示し、福岡県森林環境税と国の森林環境譲与税を効果的に活用することで、荒廃森林の整備と森林吸収源対策の両立を図るべきである。

(4) 福岡県ワンヘルス推進基本条例の制定

「ワンヘルス (One Health)」とは、人と動物の健康及び環境の健全性は一つのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの理念です。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザを始めとする、人獣共通感染症の防疫等を推進するため、1993年に世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」*を端緒に、取組は世界に拡大しています。

2016年には、北九州市で開催されたワンヘルス国際会議において、理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択・公表されました。

県では、ワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進し、人獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの実践に関する課題に取り組むため、令和3年1月に、全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行しています。

*ベルリン宣言：「人と動物の共通感染症の防疫推進や、人と動物の絆を確立するとともに平和な社会発展と環境保全に努める」としたものの。

福岡県ワンヘルス推進基本条例の主な内容

条例では、県や医師・獣医師等の関係者の役割分担を示すとともに、人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題について、取組の基本方針を定めています。

また、これらを具体化するための実行計画の策定や、実践の中核となる拠点を設置することなどが明記されています。

資料 4-15 ワンヘルス実践の基本方針

	項目	主な内容
1	人獣共通感染症対策	医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る
2	薬剤耐性菌対策	薬剤の適正使用を推進する
3	環境保護	自然環境の保全と生物のすみ分けの維持を図る
4	人と動物の共生社会づくり	動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る
5	健康づくり	自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり
6	環境と人と動物のより良い関係づくり	健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する

ワンヘルス推進の取組

県では、ワンヘルス推進基本条例に基づき、6つの基本方針を進めていくための取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、令和4年3月に公表しています。

行動計画においては、共通感染症の発生に、生物多様性の損失や気候変動等の環境変化が強く関連していることを踏まえ、6つの基本方針のうち「環境保護」において、公益的機能の持続的な発揮に向けた、適切な森林整備の推進が求められています。

5 県民の意見等

(1) 県民の意見

令和4年1月、県政モニター*400名に対して福岡県森林環境税に関する調査を実施しました。調査内容は、福岡県森林環境税に関する認識や、森林への期待、森林との関わりなどについてであり、296名から回答を得ています。(回収率74%)

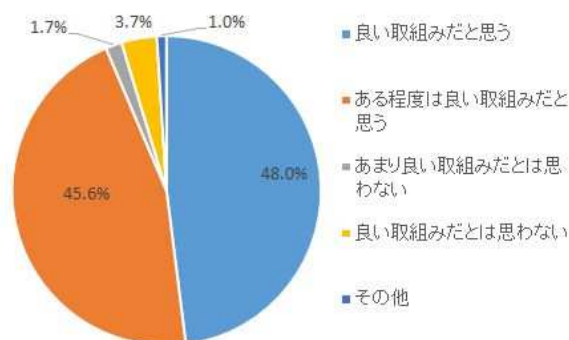
調査の結果、森林環境税を活用した取組については、約94%の方が「良い取組」「ある程度良い取組」であると評価しているほか、森林の持つ役割には約90%の方が「関心がある」「ある程度関心がある」と回答しています。(資料5-1, 5-2)

また、森林の持つ役割で特に期待するものについては、近年の災害頻発化を受けた「山崩れや洪水等の災害防止」が最も多く、次いで「水を蓄え、きれいにする働き」、「地球温暖化を防止する働き」となっています。(資料5-3)

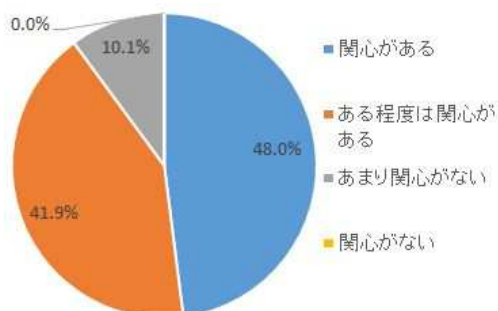
このように、森林の持つ役割への県民の関心・期待は大きく、その適切な管理に森林環境税を活用していることに対しても、一定の理解が得られていると考えられます。

一方、調査では、税に関する情報発信不足を指摘する意見も出されていたことから、今後、情報発信の取組を一層強化する必要があります。

資料5-1 森林環境税を活用した取組に対する評価

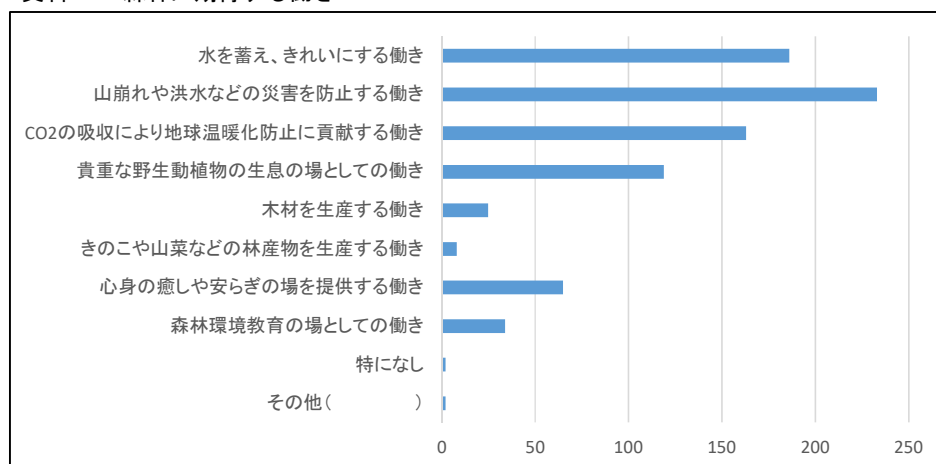


資料5-2 森林の持つ役割への関心



*県政モニター：県政に対する県民の意見・要望等を組織的かつ継続的に把握し、県政に活かすことを目的に、県内に住む18歳以上の方を対象に、公募で選任（任期約1年間）

資料5-3 森林に期待する働き



(2) 市町村の意見

令和3年7月、福岡県森林環境税を活用した事業の主な実施主体である市町村に対し、税に関するアンケートを実施しました。内容は、税に関する満足度や事業効果の発現状況、今後の税の在り方などを尋ねるものであり、全60市町村から回答を得ています。(設問により未回答あり)

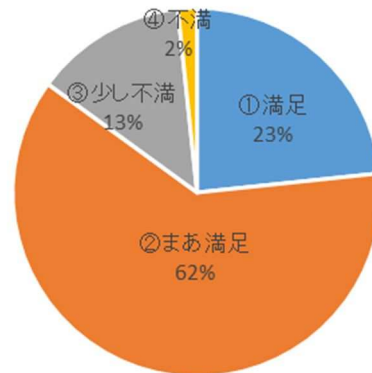
調査の結果、第Ⅱ期の福岡県森林環境税の取組については、85%の市町村が「満足」「まあ満足」と回答しています。(資料5-4)

事業内容の評価では、『森林の有する公益的機能の発揮』に繋がっているかとの問いに対して、取組を行った全ての市町村が「十分」あるいは「ある程度」繋がっていると回答したほか、『森林を守り育てる気運の向上』に繋がっているかとの問いに対しては、約8割の市町村が「十分」あるいは「ある程度」繋がっていると回答しています。(資料5-5, 5-6)

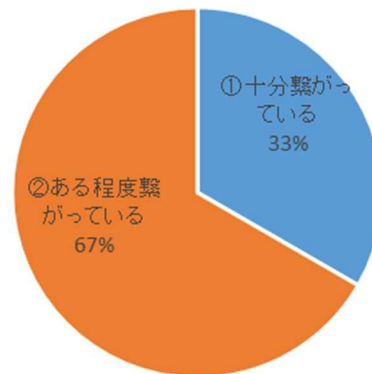
また、今後の税の在り方については、55%の市町村が「現状のままで十分」と回答したほか、35%が「事業内容を強化」と回答しました。なお、強化してほしい事業内容としては、森林整備(放置竹林対策、間伐要件緩和等)や、防災・減災対策などが挙げられています。(資料5-7)

このように、県内の市町村では、福岡県森林環境税に関する理解が概ね得られていると考えられる一方、森林が無い市町などからは、事業の必要性を問う意見も出されています。

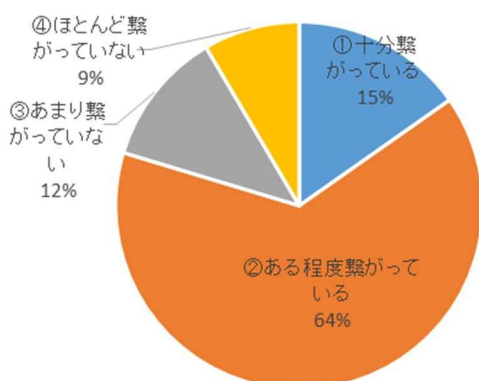
資料 5-4 福岡県森林環境税の取組の満足度



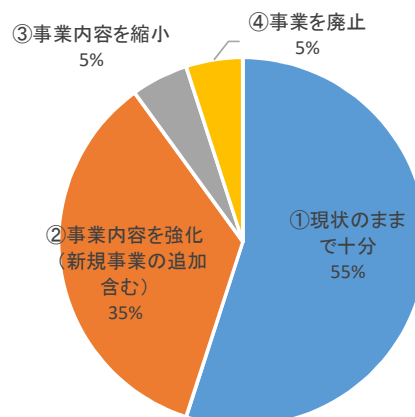
資料 5-5 税の取組は「森林の有する公益的機能の発揮」に繋がっているか



資料 5-6 税の取組は「森林を守り育てる気運の向上」に繋がっているか



資料 5-7 今後の森林環境税の在り方について



(3) パブリックコメント

令和4年5月18日から6月16日までの30日間、福岡県森林環境税検討委員会の中
間報告に対するパブリックコメントが実施され、一般県民や森林組合、森林ボランティア
団体等から46件の意見が提出されました。

令和4年8月5日に開催した検討委員会において、提出された46件の意見に対する
検討委員会としての考え方を整理した結果、中間報告の主旨に沿う意見は約8割となる
35件となっています。

項目	中間報告の主旨に沿った意見		一般対策 で対応済 であると思 えられる意 見	森林環境税 の主旨に馴 染まないと考 えられる意見	計	
	中間報告 に沿って いると思 えられる 意見	中間報告 に沿って いるも の、一部 対応の 検討が 必要で あると 思われ る意見				
1 制度全般	1	1	0	0	1	
2 森林の有する公益的機能 の発揮に向けた施策	17	17	0	0	3	20
(1) 荒廃森林の整備	14	14	0	0	3	17
(2) 間伐実施体制の構築	3	3	0	0	0	3
3 ^{もり} 森林を守り育てる気運の向 上に向けた施策について	16	12	4	0	0	16
(1) 森林づくり活動公募	11	7	4	0	0	11
(2) 森林環境教育	1	1	0	0	0	3
(3) 情報発信	4	4	0	0	0	4
4 その他	1	1	0	6	2	9
計	35	31	4	6	5	46

パブリックコメントの全意見と検討委員会の考え方については、参考資料（資料4）に
掲載しています。

6 中間検証のとりまとめ

森林環境税（第Ⅱ期）の施行状況については、荒廃の恐れのある森林の整備が順調に進められ、効果の発現も見られるなど、制度の趣旨に則り、適切に実施されていると評価します。

社会経済情勢の推移については、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いている一方、自然災害の防止や生物多様性の保全、温室効果ガスの吸収源など、森林の有する公益的機能への期待が高まっていることから、その持続的な発揮に向けた森林整備等の取組は、さらに重要性を増していると考えられます。

このため、「1 これまでの経緯」や「2 森林環境税の収入状況等」、「5 県民の意見等」も踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適切と考えられます。

（1）新たに必要な施策

【森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策】

「4（2）自然災害の多発化・激甚化」で示したように、福岡県内では平成 29 年度以降、5 年連続で大雨や台風による災害が発生しており、さらに今後も短時間強雨の発生回数の増加が予想されています。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨を受け、第Ⅱ期の荒廃森林整備事業では、山地崩壊の起点となりやすい谷部に設置する「簡易木柵工」を新たな工種として追加しましたが、将来の大雨に備える観点から、さらに災害に強い森林づくりにつながる方策を検討する必要があります。

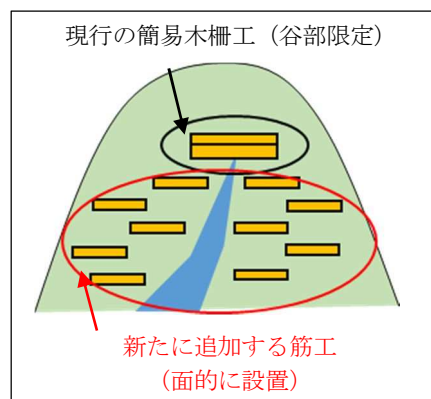
新たな取組の内容

国が公表している「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会（とりまとめ）（令和 3 年 3 月）」では、豪雨の際に森林土壌に浸透しきれない水が地表流となって土壌を押し流すとともに、河川への流入による急な増水につながると指摘しています。

このため「流域治水^{※1}」の観点からも、上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることが重要であることから、現在は谷部にのみ設置している簡易木柵工に加え、より施工が容易な「筋工^{※2}」を、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置します。

これにより、地表流の流速が低減して土壌に浸透する水量が増加^{※3}し、洪水緩和機能等が向上します。また、森林土壌の流出が抑制されることから、植生の生育が促され、森林の防災・減災機能の早期の発現が期待されます。

資料 6-1 筋工設置のイメージ図



※1 流域治水：河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。

※2 筋工：強度間伐等で伐採した木を等高線上に並べ、根株等に固定して設置するもの。

※3 浸透能の向上：兵庫県が平成 22 年に公表した資料によると、木柵設置の有無で水の浸透強度を比較した結果、設置箇所では約 1.8 倍に向上。(資料 6-3 参照)

資料 6-2 「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会」の報告（一部抜粋）

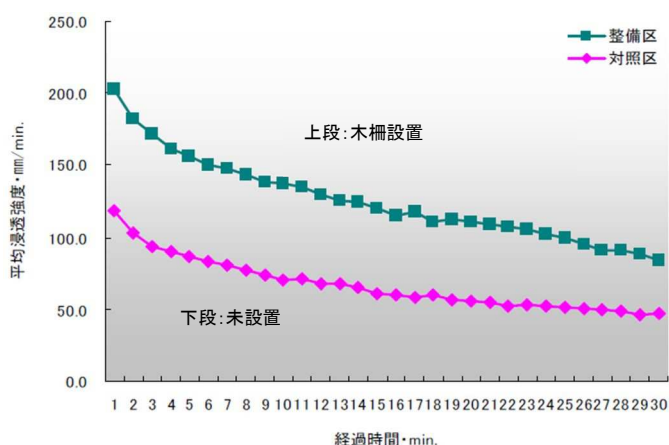
3(2) 森林の洪水緩和機能を維持・向上させるための対策について

(ア)① 雨水の流出遅延効果の発揮に向けた対応

なお、令和元年東日本台風で確認されたように、豪雨が激甚化すれば森林内で浸透しきれない雨水が地表流となるケースもある。

地表流が生じれば、河川（溪流）に対して短時間で大量の雨水が集中する要因となることから、林内における筋工・柵工の設置を進めることは、地表流が発生した場合の流速低減を図る観点からも効果的である。

資料 6-3 木柵設置による森林土壌の浸透能比較



資料:兵庫県
「災害に強い森づくり事業検証報告書(2010)」



間伐木を等高線上に設置



設置3年後の植生回復状況

【森林を守り育てる気運の向上に向けた施策】

これまでの取組により、着実に「森林を守り育てる気運の向上」が図られる一方、森林ボランティア団体の多くが活動資金や参加者の確保等に苦勞しており、パブリックコメントにも支援の継続・拡充を求める意見がありました。

福岡県森林環境税を活用した施策の効果を持続的に発揮させていくためには、森林ボランティア団体の活動を継続して支援していく必要があるとともに、団体の活動を総合的にサポートする体制づくりが必要であると考えられます。

(2) 今後の施策に必要な財源

荒廢の恐れのある森林の整備など、令和5年度から9年度までに必要な施策には、約80億円の費用を要すると見込まれます。その財源については、森林の有する公益的機能の恩恵を享受している全ての県民に、広く公平に負担を求めるという観点から、現在の「福岡県森林環境税」の仕組みを継続することが適当と考えられます。

また、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行に努めるとともに、事業の成果は、福岡県森林環境税検討委員会において評価し、県民に公表して透明性を確保する必要があります。

さらに、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に、福岡県森林環境税の在り方について再度検討を行う必要があります。

【 参 考 資 料 】

(目 次)

資料 1	福岡県森林環境税条例	40
資料 2	福岡県森林環境税基金条例	41
資料 3	福岡県森林環境税検討委員会設置要綱	42
資料 4	中間検証に対するパブリックコメントの結果	45
資料 5	森林・林業に係る主な一般対策	53

福岡県森林環境税条例

平成18年12月27日 福岡県条例第62号
 改正 平成24年 3月28日 福岡県条例第 7号
 改正 平成24年12月28日 福岡県条例第72号
 改正 平成29年10月 6日 福岡県条例第27号

(課税の目的)

第1条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

(定義)

第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第4条第1項の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第20条の6の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第20条の12の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第20条の12第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号）第4条第1項」とする。

(基金への積立て)

第5条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金（福岡県森林環境税基金条例（平成18年福岡県条例第64号）に基づく福岡県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(個人の森林環境税に関する経過措置)

2 第3条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

3 第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後15年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特例)

5 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第20条の6」とあるのは「付則第6条の2第4項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第20条の6に定める額」とする。

○福岡県森林環境税基金条例

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。

福岡県森林環境税基金条例

(設置)

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年四月一日)

福岡県森林環境税検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号。以下「条例」という。）附則第4項に規定する福岡県森林環境税について具体的な検討を行うとともに、福岡県森林環境税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、福岡県森林環境税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県森林環境税の在り方についての検討
- (2) 福岡県森林環境税及び森林環境譲与税による事業についての提言
- (3) 福岡県森林環境税による事業の実績の評価
- (4) 森林づくり活動公募事業の企画書の審査・推薦
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、農林水産部長の要請により委員長が招集する。ただし、委員の改選以降最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の承認を得ることにより、委員会の決議に代えることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林水産部林業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

福岡県森林環境税検討委員会 委員名簿

任期：令和4年5月18日から令和6年5月17日まで

氏名	所属・職名	備考
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	
石橋 徹	福岡県市長会事務局長	
遠藤 直子	福岡県漁協女性部協議会副会長	
大谷 清美	特定非営利活動法人 チャイルドケアセンター代表理事	
河野 武司	福岡商工会議所中小企業委員会委員長	
久保田 哲也	九州大学名誉教授	
縄田 真澄	福岡経済同友会事務局長	
樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会広報委員長	
星井 寿俊	福岡県町村会事務局長	
安田 美佐子	J A福岡県女性協議会会長	
山崎 美代子	福岡県商工会女性部連合会副会長	
吉村 幸一	福岡県森林組合連合会副会長	
計 12名		

(掲載順：50音順)

○ 中間報告に対するパブリックコメントの結果

【中間報告の主旨に沿った意見 35件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 31件)

1 制度全般 1件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
1	今後とも「福岡県森林環境税」による森林整備の取組を継続してほしい。	中間報告において、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。

2 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策 17件

(1) 荒廃森林の整備 14件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
2	切り捨て間伐は次回の間伐・搬出が難しくなるようなので、切り捨て間伐ではなく、なるべく搬出できるようにしてほしい。	荒廃森林整備事業では、間伐後に伐採木による林床被覆率が高い場合は、原則伐採材を搬出することとしています。また、伐採木をバイオマスエネルギーとして利用する場合なども搬出することができるものとしています。 現地の状況や必要に応じて、搬出していただきたいと考えます。
3	荒廃森林整備事業で伐採され、林地に残った木材の有効活用について検討してほしい。	荒廃森林整備事業では、間伐後に伐採木による林床被覆率が高い場合は、原則伐採材を搬出することとしています。また、伐採木をバイオマスエネルギーとして利用する場合なども搬出することができるものとしています。 現地の状況や必要に応じて、搬出していただきたいと考えます。 また、中間報告では新たに「筋工」を工種に追加することとしており、今後は、さらに林地残材の有効活用が図られることが想定されます。
4	災害に強い森林づくりを行うため、どこでもスギ・ヒノキの植栽を行うのではなく、雑木が生育しなければならない山林に対しては、雑木の植栽をしてほしい。	荒廃森林整備事業では、森林の荒廃の未然防止等のため、植栽の必要があると認められる場合の樹種には、広葉樹を選定することとしています。 また、中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。
5	経営が困難な森林とは言え、間伐や主伐により木材生産が行われることが期待される。 強度間伐の手法については、生育状況や地形を考慮し、間伐率や間伐回数等多様な選択肢があるとよいと思う。	福岡県環境税第Ⅱ期事業では今後荒廃の恐れのある森林(約1万ha)を対象として、荒廃の未然防止に取り組んでいるところであり、木材生産が期待される森林は事業の対象とはしていません。 なお、間伐率は、現地調査を実施し、樹種、成立本数、樹高等の対象森林の状況を総合的に判断して決定することとしています。 また、間伐回数についても、必要に応じ2回に分けて強度間伐を実施することが可能としています。

6	「新たな施策」として「筋工」とあるが、詳しく知りたい。	<p>現行の荒廃森林整備事業では、山地崩壊の起点となりやすい谷部に、「簡易木柵工」を設置しています。</p> <p>中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。</p> <p>この「筋工」は、強度間伐の伐採木を等高線上に並べるものであり、広く面的に設置されることで雨水の流速を抑えることが期待されます。このため、設置にあたっては、単に伐採木を横倒しするだけではなく、雨水の流れを抑えるよう、枝条等で地表との隙間を埋めることが重要です。</p>
7	第Ⅱ期で植栽事業を追加したことにより未植栽地の減少につながったと思うが、ha本数2,000本が主流の中、3,000本は多すぎると思う。	<p>植栽本数については、森林法に基づき策定されている「地域森林計画」等において、クヌギは2,000本/ha以上、その他広葉樹は、3,000本/ha程度（センダンは400本/haを下限とすることができる）を基礎として、既往の植栽本数を勘定して定めるものと方針が示されており、</p> <p>このため、森林環境税を活用して実施する植栽についても当該計画に準拠する範囲で行うべきと考えます。</p>
8	今後、第Ⅰ期で森林整備をした箇所の森林整備をできるようにしてほしい。	<p>福岡県森林環境税の第Ⅰ事業では、県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源とし、森林が持つ公益的機能が低下し、土砂災害等の発生が懸念される荒廃した森林を緊急に再生したものです。</p> <p>このため、本来、所有者の責務によって保全すべきである再生後の森林の維持に同税を充てることは困難であると考えます。</p> <p>第Ⅰ期事業の実施箇所については、所有境界が明らかとなり、作業路も整備されたことで管理がしやすくなっていることから、所有者に国庫事業等を活用し、整備を行っていただきたいと考えます。</p>
9	森林環境税導入当初に森林整備を実施した箇所の中で、再び森林の公益的機能が失われつつある箇所があるので、再整備をできるようにしてほしい。	同上
10	一度施業した若齢林については、かなり密集が進んでいるため、2回目の施業をできるようにしてほしい。	同上
11	荒廃森林整備事業の継続と第Ⅰ期事業箇所の更なる強化が望ましいと思う。	同上
12	平成20年度から実施している林分等の再調査、整備を実施できないか。	<p>福岡県森林環境税の第Ⅰ事業では、県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源とし、森林が持つ公益的機能が低下し、土砂災害等の発生が懸念される荒廃した森林を緊急に再生したものです。</p> <p>このため、本来、所有者の責務によって保全すべきである再生後の森林の維持に同税を充てることは困難であると考えます。</p> <p>第Ⅰ期事業の実施箇所については、所有境界が明らかとなり、作業路も整備されたことで管理がしやすくなっていることから、所有者に国庫事業等を活用し、整備を行っていただきたいと考えます。</p>

13	第Ⅰ期の初期に手入れをされた森林の調査を実施していただき、必要があれば、強度間伐を行い、搬出が可能であれば、搬出した木材の利用促進をお願いしたい。	同上
14	作業道の作設について、メニューを拡充してほしい。	<p>荒廃森林整備事業における作業路については、伐採材の搬出や必要な機材等の搬入のために作設することができることとしています。</p> <p>ただし、当事業は県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源としており、効果的・効率的な事業の実施が求められることや、経営の成り立たない人工林の自然林への誘導が目的であることを鑑みると、作業路開設については、必要最低限の規格により作設すべきと考えます。</p>
15	<p>植栽時にシカ食害対策として設置した単木保護資材（ヘキサチューブ）の撤去費用を考慮していただきたい。</p> <p>併せて、環境配慮商品を使用できるよう検討していただきたい。</p>	<p>荒廃森林整備事業では、一部必要な箇所については広葉樹植栽、下刈の支援を行っています。単木保護資材の撤去も含めたその後の管理は森林所有者等において行って頂くべきものと考えております。</p> <p>また、環境配慮商品については、有効である一方、資材費が高くなるものとなっています。県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があり、その仕様については、必要最低限の対応とならざるを得ないと考えます。</p>

(2) 間伐実施体制の構築 3件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
16	<p>自伐林家の育成を今後一層進めてもらいたい。</p> <p>また、活動の現場を筑後川の水源である、大分県の筑後川流域に広げてもらいたい。</p>	<p>中間報告において、「平成30年度から令和2年度の3年間で、27名の自伐林家を育成した」との成果を示した上で、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、現在の施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。</p> <p>なお、森林環境税は荒廃した森林等の再生を図る施策に要する費用に充てるため、県民に負担を求めているものであり、県内を中心に活動していただく自伐林家の育成を行っております。</p>
17	自伐林家の育成について、研修後のフォローを拡充してほしい。	<p>県では、自伐林家育成研修を修了した方には、活動の足掛かりとして、地域の林家の自主的な活動グループである、林業研究グループへの加入をお勧めしています。</p> <p>また、自伐林家としての定着を促すため、定期的な集合研修や、自伐林家同士の交流会を開催するなど、フォローアップを実施しているところです。</p>
18	新規参加者への研修実施は行われているが、既存の自伐林家に対してのスキルアップや資格取得のための研修機会の提供を拡充する必要がある。	<p>県では、林業研究グループや自伐林家の方を対象に、講義や実地研修を実施している他、情報交換会を開催するなど、既存の自伐林家に対しても支援を行っています。</p> <p>また、自伐林家による間伐を繰り返し実施できる体制を構築するため、林業研究グループを対象に、林業用機械の導入支援を行っております。</p>

3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策 12件

(1) 森林づくり活動公募 7件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
19	森林づくり活動公募事業の応募区分については、コロナ禍でSTEPを上げるのが困難な状況になっているので、要件を再検討してほしい。	森林づくり活動公募事業では、活動の規模を段階的に拡大していくため、平成30年度から年間参加予定者数に応じてSTEP1～4の4つの応募区分を設けるとともに、STEP1で補助を受けることができる期間を最大4年間に設定していました。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を増やしていくことが困難であるため、現在はSTEP1の年数の制限を撤廃しております。
20	森林づくり活動公募事業補助金について、交付決定から実際に補助金が交付されるまで期間が空くため、その間、個人が立替払いをしている。交付方法、タイミングについて改善してほしい。	森林づくり活動公募事業では、複数回の活動がある事業計画において、そのうち1つ以上の活動が終了した場合は、概算払を請求できるものとなっております。 なお、上記を含め、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められていますので、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
21	苗木代は金額が大きいため、森林づくり活動公募事業の対象経費の中に「緑化推進、植樹」に特化した項目をつくって、需用費ではなく「緑化推進、植樹」で計上させてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 苗木代については需用費で計上していただき、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
22	森林づくり活動公募事業の対象経費の中で、「その他」とあるが、何が対象となるのか明確にしてほしい。	「その他」については、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料以外のもので、知事が必要と認める経費となっており、「その他」に計上する必要がある際に、その都度必要性を協議し、決定しております。 なお、上記を含め、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められていますので、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
23	森林づくり活動公募事業の交付申請・実績報告書などの書類提出が煩雑である。 また、書類の提出先・問い合わせ先を本庁・農林事務所のどちらかに統一してほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 交付申請・実績報告等の書類は、補助金の適正化と使途の透明性を図るため、これらの規定で定められた必要な手続きとなっております。また、書類の提出先、問合せ先については、事業を適切に遂行するため業務の分担を行っております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
24	森林づくり活動公募事業の対象経費となる領収書の有効年月日について、交付決定日以降ではなく、事業決定通知（4月1日）以降にしてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 「事業決定」（企画書の承認）と「補助金交付決定」は異なる手続きとなっており、補助の対象は、補助金交付決定後に着手したものとなっております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
25	刈払い機などの耐久機器消耗品の購入を認めてほしい。 また、その際は、需用費ではなく、（需用費は苗木代等に充てるため）その他の区分で計上できるようにしてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 当該事業は単年度採択事業であるため、汎用性が高いものや、耐久性のある高額な機材の購入については、補助対象外となっております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。

(2) 森林環境教育 1件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
26	コロナ禍にも関わらず、森林環境教育を実施していただけの県と学校関係者に感謝いたします。	中間報告において、「平成30年度から令和2年度の3年間で、延べ36校の小学校に講師を派遣し、1,902人の小学生が参加した」との成果を示した上で、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、現在の施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。

(3) 情報発信 4件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
27	木育を続けていくことは、林業の何十年後に生きてくると思うので、継続してほしい。 また、林業の現状について触れる機会や、世代交代した森林所有者の山についての理解も林業従事者（労働力）を確保する上で重要である。	情報発信事業では、小学校への森林環境教育の講師派遣や森林づくり安全講習会の開催並びに、県ホームページや広報テレビ等の様々な媒体を通じて、森林の大切さや重要性、林業の現状についての普及啓発を行っています。 中間報告において、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
28	林業関係有識者による検証も必要ではないか。 木材搬出後に路網が災害の原因にならないようにするため、緑化・木柵等の保護施設の施工ができないか。	福岡県森林環境税検討委員会では、林業関係者が委員に就任しており、林業の視点での検証も行っているところです。 また、荒廃森林整備事業では、森林の荒廃の未然防止等のため、植栽の必要があると認められる場合の樹種には、広葉樹を選定することとしています。 なお、中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。
29	県民による理解や透明性を高めるため、福岡県森林環境税検討委員会における委員からの質疑・意見、県からの説明の内容など議事要旨を県ホームページに掲載してほしい。	福岡県森林環境税検討委員会は、福岡県森林環境税による事業の内容を明らかにし、その透明性を確保するため設置されておりますが、その審議内容には、福岡県情報公開条例第7条に定める非開示情報（個人情報や、公にすることにより率直な意見交換・意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるものなど）が含まれています。 このため、委員会における審議内容等については、「福岡県森林環境税検討委員会の公開に関する要領」において、議事録の概要である「委員長まとめ」と会議資料のみ公表することとされておりますので、御理解願います。
30	森林環境税検討委員会に森林林業、環境や生態系に関する有識者をもっと入れるべきではないか。	森林環境税検討委員会では、森林保全や環境保全の学識経験者、農林水産業関係団体の代表者、市町村の他に、経済団体や消費者団体などの様々な分野から合計12名が委員として就任し、それぞれの専門の立場から議論を行っているところです。

4 その他 1件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
31	「SDGs（17の目標）」で13.15を上げられています が、6.を上げるべきだと思います。	御意見のとおり、森林・林業に関連する目標としては、「6.安全な水とトイレを世界中に」も該当するものと考えます。 このため、最終報告では、一部記載を修正することとしています。

(中間報告に沿っているものの、一部対応の検討が必要であると考えられる意見 4件)

3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策 4件

(1) 森林づくり活動公募 4件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
32	森林づくり活動の継続・拡大に向けて引き続き支援をしてほしい。	中間報告においては、「森林づくり活動公募事業により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっている一方、活動の継続、拡大に向けては引き続き支援が必要な状況」としております。 御意見のとおり、施策効果を持続的に発揮させていくためには、森林ボランティア団体の活動継続が不可欠であることから、各団体の活動の支援体制強化に向けた取組について、最終報告に記載すべきと考えます。
33	森林ボランティア団体は、活動資金や参加者の確保等に苦勞していることから、引き続き支援と支援の拡充をしてあげてほしい。	同上
34	森林づくり活動を実施するにあたって、もっと川上側(山林の状況、植林など)のことを教えていただき、また、関係機関との連携や情報提供・指導をしていただきたい。	同上
35	森林づくり活動公募事業の対象経費の上限(特に需用費上限80%)を上げてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 御意見のとおり、原油価格・物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、対象経費(需用費)の上限については、令和5年度以降の見直しも含め検討する必要があると考えます。

【一般対策で対応済であると考えられる意見 6件】

4 その他 6件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
36	<p>中間報告書の中に第Ⅰ期のデータが示されていない。シカ激害地域とシカのいない地域の事業評価を実施し、シカ頭数の適正管理をしてほしい。</p>	<p>今回の中間検証は、第Ⅱ期の条例執行状況等を検証するものであるため、中間報告への第Ⅰ期のデータの記載は省略しております。 なお、第Ⅰ期の検証結果については、別途公表しております。 また、シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。</p>
37	<p>森林を守るためにシカの頭数制限の対策が必要ではないか。</p>	<p>シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。</p>
38	<p>林業を専業とする方以外への支援が手厚い一方で、森林組合、民間事業体等の県の林業を第一線で支える層、集約化や現場管理の要となる者に対する支援が手薄ではないか。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 林業を専業とする林業労働力に対しては、緑の雇用事業や森林・林業担い手総合対策事業、林業労働力確保総合対策事業により段階的・体系的に確保・育成が行われていると考えます。 また、集約化や現場管理の要となる人材の育成につきましても、森林・林業担い手総合対策事業等により取り組まれていると考えます。</p>
39	<p>林業従事者に対する担い手対策の拡充と林業事業体の担い手対策、安全対策に係る助成事業の創設をお願いしたい。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 林業従事者に対する担い手対策や林業事業体の担い手対策については、森林・林業担い手総合対策事業や林業労働力確保総合対策事業で取り組まれていると考えます。</p>
40	<p>荒廃している、または荒廃の恐れのある人工林に隣接する放置竹林については、福岡県森林環境税で整備してもよいのではないかと。</p>	<p>竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれているほか、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用することも可能と考えます。 なお、荒廃の恐れのある森林に侵入した竹の除去については現行の荒廃森林整備事業でも実施しており、引き続き行う必要があると考えます。</p>
41	<p>侵入竹除伐の歩掛の見直し、及び除伐以外の竹に対する施策を検討していただきたい。</p>	<p>竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれているほか、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用することも可能と考えます。 また、荒廃の恐れのある森林に侵入した竹の除去については現行の荒廃森林整備事業でも実施しており、引き続き行う必要があると考えます。 なお、侵入竹除伐の歩掛については、造林事業等と同様、国が定める歩掛を根拠としており、見直しは困難であると考えますので、ご理解願います。</p>

【森林環境税の主旨に馴染まないと考えられる意見 5件】

2 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策 3件

(1) 荒廃森林の整備 3件

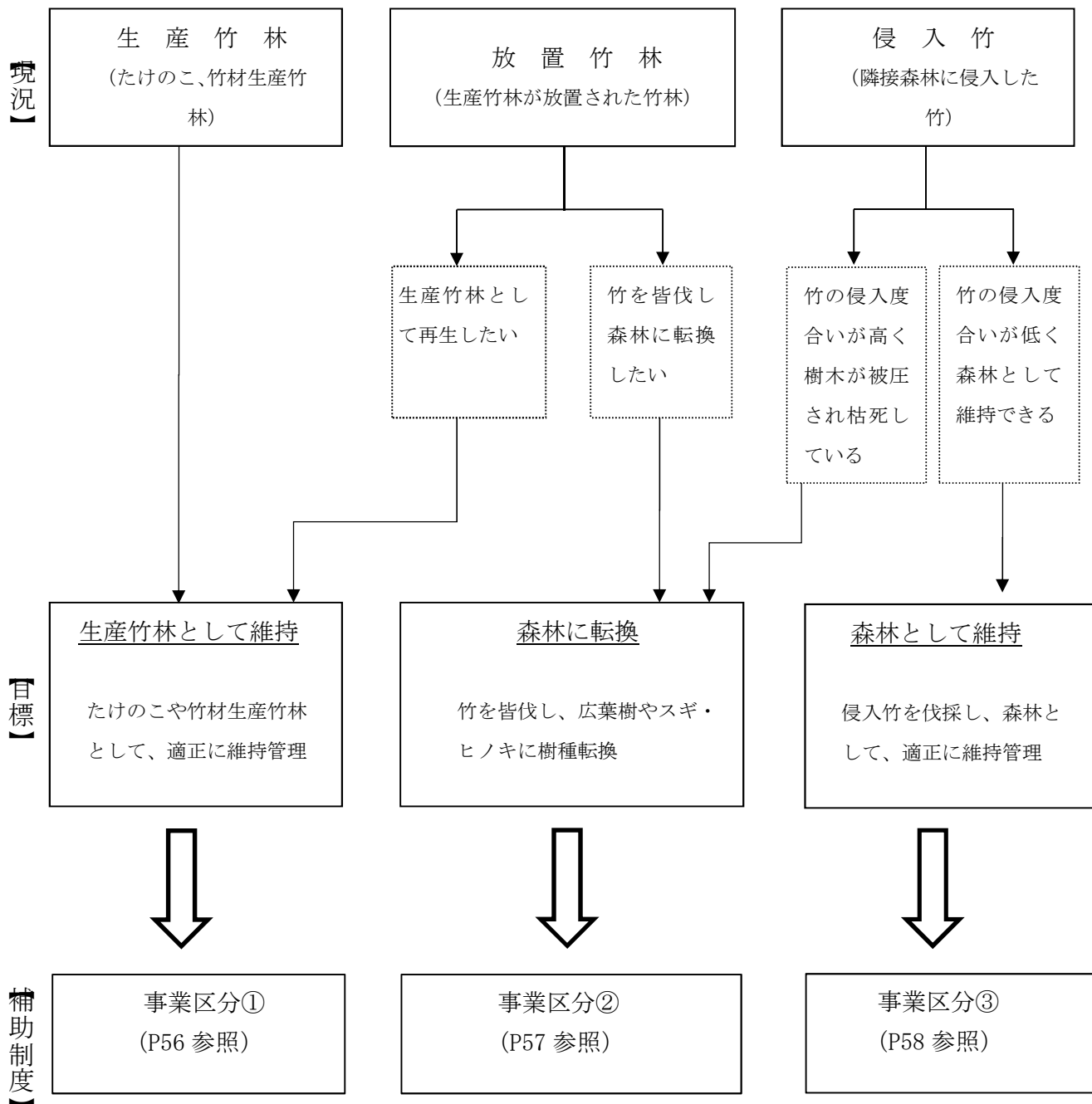
No	意見の要旨	検討委員会の考え方
42	<p>1. 強度間伐後の主伐を考慮し、もっと高規格の作業道（幅員3.0m）の開設を認めてほしい。</p> <p>2. シカ食害対策で単木保護資材（ハイトシェルター）を使用しているため、今後10～15年後に撤去する際の事業を追加してほしい。</p> <p>3. 特定調査を令和6年以降も出来るようにしてほしい。今後も森林環境税を継続していただきたい。</p>	<p>1. 荒廃森林整備事業では、所有者等による整備が困難で、今後林業経営が見込まれない森林において行うこととしており、経営を主眼に置いた高規格の作業道の開設は本事業の趣旨に沿わないものと考えます。 当該作業道の開設については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p> <p>2. 荒廃森林整備事業では、一部必要な箇所については広葉樹植栽、下刈の支援を行っていますが、単木保護資材の撤去も含めたその後の管理は森林所有者等において行って頂くべきものと考えております。</p> <p>3. 強度間伐を2回に分けて実施する場合、1回目と2回目の間伐は、林内の急激な環境変化を緩和するため、適切な間隔を空ける必要があることを踏まえると、対象森林の特定は早期に、遅くとも6年度までに終了させるべきではないかと考えます。</p>
43	<p>経営困難な森林だけではなく、経営が可能な森林における「環境保全型林業」への支援を行ってはどうか。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があり、荒廃森林の整備については、経営が困難な森林に絞って施策を展開しているところです。 林業経営が可能な森林については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p>
44	<p>幼齢林の整備メニューを拡充してほしい。</p>	<p>福岡県森林環境税第Ⅱ期事業では、今後荒廃の恐れのある森林（約1万ha）を対象として、荒廃の未然防止に取り組んでいるところであります。 幼齢林については近年再造林等の施策が行われた森林であり、現段階で荒廃の恐れがあるとは言えないため、本事業の対象にはならないと考えます。 幼齢林の整備については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p>

4 その他 2件

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
45	<p>土地（山林等々）が荒れ放題とならないよう、戦前の旧戸籍法による家督相続制度を見直し、長年管理及び納税している人に名義人登記されるような制度を設立すべきと考える。</p>	<p>平成31年4月に創設された「森林経営管理制度」では、森林所有者に適切な経営管理を促すための責務が明確化されたとともに、森林所有者への意向調査の結果、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が委託を受け、林業経営者に再委託するなどの仕組みが構築されました。 県において、市町村がこの制度を円滑に進められるよう、指導・助言を行っているものと考えます。</p>
46	<p>「森林環境税と森林環境譲与税を効果的に活用」とあるが、譲与税の活用方法として、荒廃森林整備事業にどう利用できるのか。</p>	<p>福岡県森林環境税は、荒廃した森林の再生等を図る施策、森林環境譲与税は、県税の対象とならない森林の整備や人材育成、公共施設の木質化というように役割を明確に分けて、それぞれの税を効果的に活用することとしています。</p>

○ 森林・林業に係る主な一般対策

1 竹林の整備目標別の補助制度



【事業区分①】 生産竹林として維持

事業名等	内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
<p>特用林産基盤整備事業 (県単事業)</p>	<p>たけのこ生産林へ転換するための</p> <p>①竹の伐採、整理、施肥、機械器具の導入等 ②作業道の整備</p>	<p>市町村、森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等</p>	<p>[共通] ・受益戸数3戸以上</p> <p>①1 施行地が概ね0.05ha以上 ②延長が概ね50m以上、幅員3m以下、利用区域が概ね0.5ha以上</p>	<p>①3/10以内 ②4/10以内</p>	<p>(機械器具の例) 竹材粉碎機、小型運搬車、炭焼き施設、防獣柵等</p>
<p>特用林産物活用施設等整備事業 (林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)</p>	<p>①生産基盤の整備(作業道開設、改良ほか) ②生産加工・流通施設(施設装置、機械ほか) ③獣害対策施設(防護柵ほか)</p>	<p>市町村、森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等</p>	<p>[共通] ・受益戸数5戸以上</p> <p>①③事業費概ね100万円以上 ②事業費概ね300万円以上 ①作業道は、1路線の延長概ね100m以上、利用区域が2ha以上、</p>	<p>1/2以内</p>	<p>(施設の例) 炭化施設、作業用建物、焼却炉等</p> <p>(機械の例) 林内作業車、モノレール、チップー等</p>
<p>森林・山村多面的機能発揮対策</p>	<p>里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組み</p>	<p>地域住民が森林所有者やNPO法人等と合意により設置する民間共同組織(3名以上)</p>	<p>・活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結 ・交付金を受領した年度を含めて3年間は活動を継続</p>	<p>定額 資機材購入は1/2以内 または1/3以内</p>	<p>(資機材の例)、竹材粉碎機(1/2)、防獣柵(1/2) 小型運搬車(1/3) 炭焼き施設(1/3) 等</p>
<p>竹林オーナー制度</p>	<p>都市住民等が竹林のオーナーとなり、管理からたけのこ収穫までの一連の作業を行う制度</p>	<p>市町村、協議会等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

【事業区分②】 森林に転換

事業名等		内 容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造 林 補 助 事 業	特定森林再生事業 (森林緊急造成)	人工造林 (竹転) ※竹の伐採を含む地拵えと竹以外への樹木の植栽	市町村、森林組合、森林経営管理法に基づく民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.10ha 以上 ・ 所有者、市町村との3者協定の締結（市町村が事業主体の場合は2者協定） 	市町村 5/10 (実質補助率 45～90%) 森林組合等 4/10 (実質補助率 36～72%)	実質補助率 ・ 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 45～90% ・ その他 36～72%
	森林環境保全直接支援事業		市町村、森林組合、森林所有者、森林経営管理法に基づく民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.10ha 以上 ・ 森林経営計画等策定若しくは、伐採造林届出等 	4/10 (実質補助率 36～68%)	実質補助率 ・ 森林経営計画等策定 68% ・ 伐採造林届出等 36%
	美しい森林づくり基盤整備交付金		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定間伐等促進計画策定 	1/2	
	県単独事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.05ha 以上 ・ 森林経営計画等策定若しくは、伐採造林届出等 	4/10 (実質補助率 28～56%)	実質補助率 ・ 森林経営計画等策定 56% ・ 上記以外の伐採造林届出等 28% ※クヌギ植栽の場合加算あり（国庫補助も対象）
治山事業	施設維持管理事業（県単独）	保安林や治山施設の機能を維持するための管理事業	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の維持管理に係る工事で国庫補助の対象とならないもの ・ 全体計画 300万円以上 	県 10/10	
森林・山村多面的機能発揮対策		里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組み	地域住民が森林所有者やNPO法人等と合意により設置する民間共同組織（3名以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結 ・ 交付金を受領した年度を含めて3年間は活動を継続 	定額 資機材購入は 1/2 以内 または 1/3 以内	（資機材の例）、竹材粉碎機(1/2)、防獣柵(1/2) 小型運搬車(1/3) 炭焼き施設(1/3) 等
森林づくり活動公募事業（県単事業）		里山林の保全、活用などの活動	ボランティア団体、NPO 団体	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費が 80 万円以下の部分は 10/10 以内 ・ 補助対象経費が 80 万円を超える部分は補助対象経費の 1/2 以内を加算（ただし、補助金の上限は 100 万円） 	

【事業区分③】 森林として維持

事業名等		内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造林補助事業	特定森林再生事業（森林緊急造成）	侵入竹の除伐 ※複数年実施の場合は4回目まで支援	市町村、森林組合、森林経営管理法に基づく民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.10ha 以上 ・ 所有者、市町村との3者協定の締結（市町村が事業主体の場合は2者協定） 	市町村 5/10 (実質補助率 45～90%) 森林組合等 4/10 (実質補助率 36～72%)	実質補助率 ・ 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 45～90% ・ その他 36～72%
	森林環境保全直接支援事業		市町村、森林組合、森林所有者、森林経営管理法に基づく民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.10ha 以上 ・ 森林経営計画等策定若しくは、伐採造林届出等 	4/10 (実質補助率 36～68%)	実質補助率 ・ 森林経営計画等策定 68% ・ 伐採造林届出等 36%
	県単独事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.05ha 以上 ・ 25 生以下の人工林 	4/10 (実質補助率 56%)	
治山事業	保育事業	治山事業施行地の森林の機能が低位な保安林の保育	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往の治山工事施行地で保育を必要とする箇所 ・ 年度計画額 50 万円以上 	国 1/3 県 2/3	
森林・山村多面的機能発揮対策		里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組み	地域住民が森林所有者や NPO 法人等と合意により設置する民間共同組織（3 名以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結 ・ 交付金を受領した年度を含めて 3 年間は活動を継続 	定額 資機材購入は 1/2 以内 または 1/3 以内	(資機材の例)、 竹材粉碎機(1/2)、 防獣柵(1/2) 小型運搬車(1/3) 炭焼き施設(1/3) 等
荒廃森林整備事業（県単事業）		スギ、ヒノキの人工林に侵入し、荒廃の原因となっている竹の伐採	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 0.05ha 以上 ・ 所有者と市町村で協定締結 	10/10	

2 シカ被害防除対策の補助制度

事業名等		内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造林補助事業	森林環境保全整備事業	健全な森林の造成・保全を目的とする鳥獣害防止施設の整備	市町村、森林組合、森林所有者等	・0.1ha以上の森林施業と一体的に実施	4/10 (実質補助率36~90%)	
	県単独事業			—	4/10 (実質補助率28~56)	
水源の森森林造成整備事業		造林補助金申請箇所のうち水源の森指定森林への上乗せ補助		・水源の森指定森林に限る	10%	
県単造林事業(再造林対策)		森林環境保全整備事業のうち再造林に係る鳥獣害防止施設整備への上乗せ補助		・森林環境保全直接支援事業による主伐後の植栽と一体的に実施	10%	
治山事業	保安林緊急改良事業	所有者の責任に問えない原因のために、現況が著しく悪化した保安林の復旧	県	・保全対象として、人家10戸以上、公共施設等 ・年度計画400万円以上	国 1/2 県 1/2	植栽時にシカ被害防除対策(鹿防護柵等)実施可能
	保育事業	治山事業施行地の森林の機能が低位な保安林の保育	県	・既往の治山工事施行地で保育を必要とする箇所 ・年度計画額50万円以上	国 1/3 県 2/3	植栽時にシカ被害防除対策(鹿防護柵等)実施可能
	施設維持管理事業(県単独事業)	保安林や治山施設の機能を維持するための管理事業	県	・保安林の維持管理に係る工事で国庫補助の対象とならないもの ・全体計画300万円以上	県 10/10	植栽時にシカ被害防除対策(鹿防護柵等)実施可能
鳥獣被害防止総合支援事業		鳥獣の生息調査や被害防止技術の導入・実証	地域協議会	・被害防止計画の作成 ・有害捕獲、被害防除、生息環境管理のうち複数の取組の実施 ・受益戸数が3戸以上(整備事業のみ)	1/2以内 又は定額	
		被害防止施設や処理加工施設の整備等	地域協議会又はその構成員			

3 林業担い手育成対策

事業名等	対象	事業内容
「緑の雇用」事業 (国直採)	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けた林業経営体 等	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けた林業経営体等に対し、林業就業に意欲のある方を雇用して行う研修等に必要な経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正式な就業前のトライアル雇用 ・ 新規就業者に対する FW 研修 (3年) ・ 就業5年以上の者に対する FL 研修 ・ 就業10年以上のものに対する FM 研修
森林・林業 担い手総合対策事業 (県単独事業)	新規就業希望者、林業従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就業希望者に対する林業現場見学会や手道具による林業体験を実施。 ・ 林業従事者に対し、伐木造材や作業道作設等のスキルアップ研修を実施。 ・ 林業従事者に対し、労働安全研修を実施
林業労働力確保 総合対策事業 (県単独事業)	県内に事業所を置く、認定事業主又は認定事業主を目指す林業経営体	<p>林業経営体が行う、労働条件の改善等雇用管理の改善に関する取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能講習受講費の助成 ・ 資格や技能に応じた手当や職場環境改善費用、雇用促進対策費用、雨降り対策費用、などに対する助成 ・ 経営コンサル等の活用費用を助成 ・ 人材育成を目的とした高性能林業機械の買い換えやリース費用等の助成